

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	秋元 正江	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成23年5月31日現在数：7,310人（18歳未満含） 肢体不自由：3,770人、内部障がい：2,412人、聴覚・言語機能障がい：582人、視覚障がい：546人				
内容	【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） 肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級） 聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級） 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級） ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級） 肝臓機能障がい（1～4級） 【手帳取得目的】 手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。JR線・連絡路線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。 【手帳交付事務の流れ】 交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。 障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。 東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。 障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）				
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加				
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	4,360		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）	75	65	75	65	45	50		
合計（+ +）	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	5,813	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	5,813	0	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
交付件数	701	798	790	805	798	852	104	
年度末手帳所持者数	6,197	6,587	6,883	7,244	7,615	7,261	7,310	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	交付件数(再交付者含む)	805	798	852	104	-	23年度は5月31日現在
	手帳所持者数	7,244	7,615	7,261	7,310	-	23年度は5月31日現在 21年度は死亡・転出者(354人)を含む
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題) 指標分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の医師が身体障害者手帳の意見書の記載ができる指定医が増えると、区民が利用しやすくなる。 ・ 近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。 ・ 65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占め、介護保険制度との連携が更に必要となっている。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内の医師に対し、指定医の認定申請を依頼する	区民が身近な医療機関を利用することができ、手続申請がしやすくなる
障害福祉サービスと介護保険制度によるサービスが併用している利用者が多くなっているため、連絡会等を開催する	障害福祉サービスと介護保険制度の充実を図る

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 (要旨) 問状	
------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	田辺 優	内線	2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	42 年度	根拠 法令等	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。				
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成23年5月31日現在：955人（18歳未満含） 1度：45人 2度：223人 3度：247人 4度：440人				
内容	<p>【手帳区分】 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） 北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>				
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる				
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	4,360		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）	25	50	40	50	40	50		
合計（+ +）	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	5,813	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	5,813	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	交付件数	77	84	81	78	81	32	4
	年度末手帳所持者数	817	812	868	904	957	952	955

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	交付件数	78	81	32	4	-	23年度は5月31日現在
	手帳所持者数	904	938	952	955	-	23年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大竹 佑実	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4	
終期設定	有 無	年度	法令等	5条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。				
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。 平成23年5月末日現在の手帳所持者数：1,146人（うち、1級：126人 2級：611人 3級：409人） 参考：自立支援医療制度利用者2,327人				
内容	<p>【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。</p> <p>【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 東京都へ申請書類を送付 東京都は審査後、手帳を発行し、区へ送付する 処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する</p>				
経過	<p>平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管</p> <p>平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる</p> <p>平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付</p> <p>平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）</p>				
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置なし。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	0	0	0	0	0	0
	決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	3,384	
	減価償却費						2,905	
	【事務分担量】（%）	50	135	70	20	210	100	
	合計（+ +）	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	6,289	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	6,289	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	716	824	778	914	1,016	1,139	1,146

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	手帳所持者数(3月31日現在)	914	1,016	1,139	1,146	-	23年度は23年5月末日現在
	所持者数の割合 %	39	45	50	49	-	精神保健福祉手帳の所持者数 / 自立支援医療利用者数
	-	-	-	-	-	-	

(問題点・課題)	<p>自立支援医療単独受給者で、精神保健福祉手帳の申請をしていない人に対し、手帳を交付された場合に受けられるサービスを説明し、手帳取得の促進を図る。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援医療申請時に手帳のPR。	制度を活用して、社会参加の機会を増やす。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

(要旨)	<p>議会質問状況</p>
------	---------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自立支援医療(精神通院)制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(23年度)					
事務事業の種類	新規事業 (23年度 22年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠法令等	障害者自立支援法52条、53条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<p>自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に依りて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。</p> <p>小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。</p>				
対象者等	<p>1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者</p> <p>2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)</p>				
内容	<p>自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定(負担上限月額0円～20,000円)。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医費助成の適用で個人負担はなし。</p> <p>1 申請から承認の流れ 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。</p> <p>2 申請者は、申請書に記載した医療機関・薬局等に通う。</p> <p>3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。</p>				
経過	<p>平成12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。</p> <p>平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く)</p> <p>平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。</p> <p>平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。</p> <p>平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。</p>				
必要性	<p>精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。</p>				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成22年度都交付金 158件 37,523円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額(23年度は見込み)	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	1,901	4,183	2,927	2,240	3,871	5,958		
減価償却費						4,968		
【事務分担量】(%)	51	135	75	30	135	171		
合計(+ +)	1,901	4,183	2,927	2,240	3,871	10,926	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)				32	36	38	30	
その他(特定財源)								
一般財源	1,901	4,183	2,927	2,208	3,835	10,888	-30	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	自立支援医療申請受理件数	3,140	2,496	2,626	2,797	3,155	3,217	549
	自立支援医療受給者数	2,535	669	1,987	2,349	2,240	2,238	2,327

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	受理件数	2,797	3,155	3,217	3,300	-	新規・再開・更新・変更届の受理件数（23年度は見込）
	受給者数	2,349	2,240	2,238	2,300	-	年度末現在（23年度は見込）
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>・申請に伴い税証明の添付が必要なため、手数料の負担がある。特に国民健康保険加入者においては、同一保険証の家族全員の税証明の手数料が発生して負担となっている。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、収入申告書を活用し、税証明手数料免除を検討。	申請者の経済負担の緩和。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	中嶋 幸洋	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成23年3月末日現在 認定者数1,859名（65歳以上789名）				
内容	<p>国指定：57疾病、都指定：24疾病 合計：81疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）0円～G（所得税額70,001円以上）23,100円 重症者の場合、負担軽減あり 〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受理し、東京都へ進達する。区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</p>				
経過	<p>昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。 平成10年5月 自己負担を導入。 平成12年9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。 平成14年9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人） 平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。 平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定。 平成17年9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。 平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。 平成19年9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。 平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度） 平成20年4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度） 平成20年6月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成受付終了。（東京都の制度） 平成21年10月 国11疾病追加（都4疾病を包含）</p>				
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 經由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成22年度都交付金 1件 236円 × 2,785件 = 657,260円</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	7,757	7,757	6,405	6,417	2,037	5,424		
減価償却費						2,992		
【事務分担量】（%）	90	90	95	90	60	103		
合計（+ +）	7,757	7,757	6,405	6,417	2,037	8,416	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	299	384	457	458	472	657		
その他（特定財源）								
一般財源	7,458	7,373	5,948	5,959	1,565	7,759	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	難病認定者数	1,432	1,491	1,594	1,603	1,805	1,859	1,950
	申請件数	1,615	1,637	1,621	1,941	2,002	2,088	2,200

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	認定者数	1,603	1,805	1,779	1,950	-	
	申請件数	1,941	2,002	2,018	2,200	-	
	-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	千葉 栄美子	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。				
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者				
内容	【都営交通無料乗車券】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 発行主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引き。				
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生月末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。				
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	431	854	854	847	245	872		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	5	10	10	10	10	10		
合計（+ +）	431	854	854	847	245	1,163	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）		77	49	125	97	98	100	
その他（特定財源）								
一般財源	431	777	805	722	148	1,065	-100	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
無料乗車券交付件数	1,313	1,696	1,687	1,685	1,834	1,850	1,800	
有料道路割引取扱件数	622	478	608	515	547	433	600	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	無料乗車券交付数	1,685	1,834	1,850	1,800	1,865	
	有料道路割引取扱件数	515	547	433	600	490	
	民営バス運賃割引証交付数	18	30	41	13	35	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者施設介護・訓練等給付費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。 				
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
内容	<p>【支援の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。 施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 <p>【障害者自立支援法経過措置】（旧法施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者更生施設（更生に必要な訓練等） 身体障害者療護施設（治療及び養護） 知的障害者授産施設（就労に必要な訓練等） 身体障害者授産施設（就労に必要な訓練等） 知的障害者更生施設（日常生活訓練等） 				
経過	昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始 平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ 平成18年 4月 障害者自立支援法による利用者負担改定、食費等実費負担導入 平成18年10月 障害者自立支援法全面施行 新体系施設開始 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる） 平成24年 3月 旧法施設の新体系移行完了				
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【審査・決定】 直営 【支払】 東京都国民健康保険団体連合会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	628,213	640,240	608,513	687,737	759,604	846,911	1,054,980	
決算額（23年度は見込み）	623,615	535,841	557,180	641,408	759,599	846,911	1,054,980	
人件費等	2,499	3,843	3,416	2,965	3,258	4,360		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）	29	45	40	35	40	50		
合計（+ +）	626,114	539,684	560,596	644,373	762,857	852,724	1,054,980	
国（特定財源）	323,557	211,404	281,347	326,953	365,775	409,104	515,017	
都（特定財源）	1,303	71,030	135,064	127,665	199,991	224,248	276,188	
その他（特定財源）	10	0	0	0	0	0	0	
一般財源	301,244	257,250	144,185	189,755	197,091	219,372	263,775	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
療養介護対象者数	2	1	1	1	1	1	1	
施設入所者数	138	139	140	145	154	136	146	
施設通所者数	119	125	167	236	236	277	365	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	施設訓練等支援費	759,599	施設訓練等支援費	846,911	施設訓練等支援費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	療養機関入所者数	1	1	1	1	-	-
	施設入所者数（療護除く）	145	154	136	146	-	-
	施設通所者数	236	236	277	365	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の民間作業所の新体系施設への移行状況にそった予算措置をする必要がある。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各作業所等の新体系施設への移行状況の確認	補助金から介護報酬への移行円滑化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	ホームヘルプ事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	障害者自立支援法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害程度区分「区分1以上」） 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害程度区分「区分4以上」） 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う ・行動援護（障害程度区分「区分3以上」） 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う 利用者負担額は「1割」（上限月額0円～37,200円で、世帯の収入状況により決定） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度による居宅介護支援（平成15～17年度） 行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結びサービスの提供を受ける「支援費制度」に移行 利用者負担額は、0円～全額(階層区分により決定) ・居宅介護事業者との連絡会において情報交換、意見を聞いている。 				
経過	平成11年 4月	事業委託方式一部試行的開始（平成12年4月全部実施）			
	平成13年 4月	中・軽度の知的障がい者利用対象化			
	平成15年 4月	支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行（介護給付）			
	平成18年10月	日常生活支援 重度訪問介護			
	平成21年 4月	報酬改定			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の上限月額が無料となる）			
必要性	心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【支払】国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している				
	【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成23年4月現在利用実績のある事業者、52社）				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	223,239	230,058	230,595	266,251	356,630	391,034	548,835	
予算額	223,239	230,058	230,595	266,251	356,630	391,034	548,835	
決算額（23年度は見込み）	223,239	228,583	235,006	266,251	356,629	384,940	548,835	
人件費等	6,033	7,686	7,686	5,082	7,167	9,592		
減価償却費						3,196		
【事務分担当】（%）	70	90	90	60	88	110		
合計（+ +）	229,272	236,269	242,692	271,333	363,796	397,728	548,835	
国（特定財源）	111,385	107,936	115,298	127,665	110,387	193,034	284,087	
都（特定財源）	55,763	53,968	57,649	63,832	55,193	96,540	142,043	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	62,124	74,365	69,745	79,836	198,216	108,154	122,705	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
利用時間数（居宅介護）	87,157.5H	74,880.5H	43,941.0H	52,321.0H	64,170.0H	64,218.0H	73,154.0H	
利用時間数（重度訪問介護）		21,422.0H	49,409.0H	50,500.0H	58,808.0H	67,461.0H	62,383.5H	
利用者数（居宅介護）	150人	148人	170人	201人	236人	278人	298人	
利用者数（重度訪問介護）		23人	23人	22人	23人	28人	25人	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	居宅介護	216,711	居宅介護	222,625	居宅介護
	重度訪問介護	139,918	重度訪問介護	162,315	重度訪問介護	168,047	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用時間数	102,821.0H	122,978.0H	131,679.0H	135,537.5H	149,081.0H	23年度は見込み
	利用者数（実人数）	223人	259人	306人	323人	400人	23年度は見込み

（問題点・課題）	行動援護の事業所が区内に1事業所しかないため、開拓する必要がある。 管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
連絡会で行動援護のできる事業所が必要であることを説明し、事業者登録を促す	障がい者の社会参加の促進
1.パンフレットを作成する 2.職員及び事業者対象に研修会を行う	ホームヘルプ事業の適正で公平な運用を図るため、周知徹底と理解を深める

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	在宅生活を送るための重要事業である

議会議決要旨	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
--------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	デイサービス給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	本木 豊光	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	デイサービス事業費（01-02-02）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区在宅福祉サービス利用者に対する利用者負担軽減事業運営要綱		
終期設定	有 無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
目的	日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後の活動場所となっている。					
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児					
内容	【実施内容】	障害者自立支援法による児童デイサービスとして実施。障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、ならびに集団生活への適應訓練を行う				
	【利用方法】	申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払				
	【利用者負担】	利用額総額の10%、ただし、要綱に基づき当面の間3%負担としている。 （低所得者層については、平成22年度より無料） （荒川区立心身障害者福祉センター（たんぼぼセンター）利用者は無料）				
	【費用支払】	指定障害福祉サービス事業者（都指定）が利用者と契約 事業者がサービス提供 事業者が利用者負担軽減後の負担額（3%）受領 介護給付費（利用者負担額差引額（7%））を区へ請求				
経過	平成15年 4月	支援費制度開始				
	平成18年 4月	利用者負担改定				
	平成18年10月	荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施				
	平成20年 4月	地域活動支援については、地域生活支援事業へ事務移管				
	平成21年 4月	報酬改定				
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる）				
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。					
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					
	【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	17,327	17,096	18,116	17,417	20,242	20,682	22,396	
決算額（23年度は見込み）	12,962	17,096	18,115	16,461	20,242	19,326	22,396	
人件費等	862	1,281	854	424	1,629	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	10	15	10	5	20	30		
合計（+ +）	13,824	18,377	18,969	16,885	21,871	22,814	22,396	
国（特定財源）	6,649	8,548	8,419	10,213	10,725	10,336	11,198	
都（特定財源）	3,328	4,274	4,209	5,106	5,362	5,170	5,599	
その他（特定財源）								
一般財源	3,847	5,555	6,341	1,566	5,784	7,308	5,599	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用人数（人）	125	119	94	135	144	161	155
	利用回数（回）	4,386	3,636	3,709	3,363	3,696	4,173	3,936
	心障センター（人）		112	88	130	141	155	149
	他施設（人）		7	6	6	4	6	6

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	児童デイ	20,242	児童デイ	19,326	児童デイ	22,396

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	年間利用回数	3,363	3,696	4,173	3,936	-	延べ利用回数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	法改正により、放課後等児童デイサービス（学齢児を対象とした児童デイサービス）が創設される予定である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
法改正の内容を把握し、対応する	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																								
		担当者名	本木 豊光	内線	2682																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	グループホーム事業費（01-02-03）																												
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業																									
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠法令等	障害者自立支援法、荒川区障がい者グループホーム等支援事業実施要綱																									
終期設定	有 無	年度																											
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																											
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																											
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。																												
対象者等	【共同生活援助（グループホーム）】 ・就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【共同生活介護（ケアホーム）】 ・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の日常生活上の支援を必要とする者																												
内容	【実施内容】 障害者自立支援法による共同生活援助、共同生活介護として実施 就労中の障がい者の日常生活（食事等）の支援又は介護を行い、生活の場を提供する 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費 【知的障がい者・身体障がい者】 入居者の家賃は、 所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に助成 所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に助成 【精神障がい者】 施設借上費は、入居者1室あたり月額69,800円を限度に助成 【入居者数】 （H23.3月末現在）																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">知的障がい者施設</th> <th colspan="2">精神障がい者施設</th> </tr> <tr> <th>GH</th> <th>CH</th> <th>GH</th> <th>CH</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>区外</td> <td>8</td> <td>39</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>54</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>					知的障がい者施設		精神障がい者施設		GH	CH	GH	CH	区内	9	15	6	0	区外	8	39	8	2	計	17	54	14	2
	知的障がい者施設		精神障がい者施設																										
	GH	CH	GH	CH																									
区内	9	15	6	0																									
区外	8	39	8	2																									
計	17	54	14	2																									
経過	平成14年度まで 都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（1月分89,000円） 平成14年12月 重度生活寮東日暮里ハイツに重度単価214,700円適用 平成15年4月 区立障害者GH（ピアホーム）及び東日暮里ハイツが法内GH支援費対象となる 平成15年度以降 支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年4月 報酬改定 10月 グループホームの入居者に身体障がい者が追加される 平成22年4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる）																												
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホーム・ケアホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。																												
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する																												

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	52,345	89,264	97,755	103,937	117,380	161,841	205,162
	決算額（23年度は見込み）	52,213	74,368	97,754	103,936	117,379	161,831	205,162
	人件費等	1,724	1,708	1,708	424	2,036	4,796	
	減価償却費						1,598	
	【事務分担量】（%）	20	20	20	5	25	55	
	合計（+ +）	53,937	76,076	99,462	104,360	119,415	168,225	205,162
	国（特定財源）	13,956	16,173	20,626	25,533	35,260	35,407	66,925
	都（特定財源）	8,556	22,696	14,358	16,044	17,630	17,705	36,058
	その他（特定財源）							
一般財源	31,425	37,207	64,478	62,783	66,525	115,113	102,179	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用者数	37	56	62	62	79	101	96
	家賃助成対象者数	16	17	25	28	43	50	50

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	国単価		73,384	国単価	105,428	国単価	122,908
	都加算		33,100	都加算	42,196	都加算	46,740
	家賃助成		8,721	家賃助成	11,320	家賃助成	11,681
	区型グループホーム		1,157	区型グループホーム	1,068	区型グループホーム	1,068
	特別対策費		1,016	特別対策費	1,819	特別対策費	3,462
						新規入所者分	19,303

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用者数（人）	62	79	101	96	-	23年度は見込み
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>国の施策において、施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホーム・ケアホームがますます必要となってくる。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>法定事業</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設入所者における地域生活移行予定者数の把握。	グループホームおよびケアホームの必要数の把握ができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域移行の場として必要性が高い

議（要旨）	<p>議（要旨）</p>
-------	--------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	短期入所給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実														
		担当者名	本木 豊光	内線	2682														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害児者短期入所事業費（01-02-04）																		
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者自立支援法															
終期設定	有 無	年度	法令等																
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																	
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。																		
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。																		
内容	【実施内容】	障害者自立支援法による短期入所として実施。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う																	
	【利用方法】	申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払																	
	【利用者負担】	障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担（継続）ただし、上限月額が37,200円の場合は3%の積上げで上限月額の半額まで																	
	【利用者数】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>知的39人（3,816日）</td> <td>児童13人（313日）</td> <td>身体13人（1,517日）</td> <td>精神1人（11日）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>知的33人（2,840日）</td> <td>児童12人（266日）</td> <td>身体9人（441日）</td> <td>精神1人（49日）</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>知的34人（2,922日）</td> <td>児童9人（242日）</td> <td>身体7人（528日）</td> <td>精神1人（87日）</td> </tr> </table>				平成20年度	知的39人（3,816日）	児童13人（313日）	身体13人（1,517日）	精神1人（11日）	平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）	平成22年度	知的34人（2,922日）	児童9人（242日）	身体7人（528日）
平成20年度	知的39人（3,816日）	児童13人（313日）	身体13人（1,517日）	精神1人（11日）															
平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）															
平成22年度	知的34人（2,922日）	児童9人（242日）	身体7人（528日）	精神1人（87日）															
経過	平成14年度まで	身体・知的障がい者 区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児 児童相談所に直接申請																	
	平成15年 4月	支援費制度の導入により、区が実施主体となる。ただし当分の間、身体障がい者と知的障がい者は都心障センターで利用調整を行う																	
	平成18年 4月	障がい児は、夏季と冬季の利用について、都児童相談センターで利用調整を行う																	
	平成21年 4月	障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む）																	
	平成22年 4月	報酬改定 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる）																	
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。																		
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する																		

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	40,504	41,928	38,027	55,318	47,959	56,008	62,596
	決算額（23年度は見込み）	40,390	41,928	42,358	55,318	47,297	51,646	62,596
	人件費等	1,724	1,281	1,708	424	2,036	2,616	
	減価償却費						872	
	【事務分担当】（%）	20	15	20	5	25	30	
	合計（+ +）	42,114	43,209	44,066	55,742	49,333	55,134	62,596
	国（特定財源）	16,253	15,303	15,327	20,456	26,244	22,279	23,786
	都（特定財源）	15,347	13,001	13,030	17,969	18,312	17,860	19,404
	その他（特定財源）							
一般財源	10,514	14,905	15,709	17,317	4,777	14,995	19,406	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用者数	44	43	46	64	55	51	67
	利用総日数	3,522	3,511	3,738	4,699	3,596	3,779	4,579

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	短期入所事業費	47,297	短期入所事業費	51,646	短期入所事業費	62,596

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用者数	64	55	51	67	-	23年度は見込み
	利用総日数	4,699	3,596	3,779	4,579	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	障害福祉サービスの支給決定を受けていない者が、緊急時に短期入所サービスを利用できない場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障がい者の状況を把握し、障害福祉サービスの支給決定を受けるよう周知を行う。	緊急時に短期入所サービスを利用できるようになる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	今井 文江	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	コミュニケーション支援事業費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区手話通訳者派遣事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。				
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者				
内容	<p>【手話通訳者派遣】</p> <p>委託先 (福)荒川区社会福祉協議会（荒川社協） (福)東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター（通訳派遣センター）</p> <p>派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合は含まない）</p> <p>利用方法 事前に荒川社協に登録し、必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する。 ただし、専門的な交渉等に限り、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。</p> <p>報償費等 荒川社協 1時間14分まで2,000円、以降1時間ごと1,500円(交通費含む) 通訳派遣センター ... 1時間14分まで4,000円、以降1時間ごと3,000円(交通費含む)</p> <p>【要約筆記者派遣】</p> <p>委託先 (福)東京聴覚障害者福祉事業協会</p> <p>派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合は含まない）</p> <p>利用方法 通訳派遣センターに申し込む</p> <p>【対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】</p> <p>派遣回数 月2回まで</p> <p>利用方法 事前に区に利用者登録をし、必要とするときに区に派遣申請する。 音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>				
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。</p> <p>平成20年度 事業名変更（手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業）、要約筆記派遣の開始。</p> <p>平成21年度 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。（通訳派遣センターと合わせるよう調整） 対面音訳者養成講座を実施（修了者9人）</p> <p>平成22年度 対面音訳者派遣開始</p>				
必要性	日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 手話通訳者・要約筆記者派遣 委託 対面音訳者派遣 直営				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,814	1,676	3,131	3,503	4,563	4,128	3,962	
決算額（23年度は見込み）	1,643	1,676	2,695	3,457	3,439	3,255	3,962	
人件費等	862	427	854	847	1,873	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	10	5	10	10	30	30		
合計（+ +）	2,505	2,103	3,549	4,304	5,312	6,743	3,962	
国（特定財源）		310	848	1,292	1,230	1,046	1,445	
都（特定財源）	692	662	424	646	615	523	722	
その他（特定財源）								
一般財源	1,813	1,131	2,277	2,366	3,467	5,174	1,795	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	派遣回数（手話通訳）	513	503	643	713	755	669	734
	派遣時間数（手話通訳）	868	873	1,153	1,200	1,337	1,202	1,285
	派遣回数（要約筆記）				11	60	36	53
	派遣回数（対面音訳）						8	10

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	対面音訳講習会講師謝礼	242	対面音訳派遣等謝礼	47	対面音訳派遣等謝礼
需用費	消耗品費等	49	消耗品費等	0	消耗品費等	10	
役務費			対面音訳者保険料	11			
委託料	手話通訳	2,801	手話通訳	2,987	手話通訳	2,873	
	要約筆記	347	要約筆記	210	要約筆記	324	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	実利用者数（手話通訳）	52人	52人	54人	55人	55人	-
	派遣回数（手話通訳）	713回	587回	669回	734回	-	-
	派遣回数（要約筆記）	11回	23回	36回	53回	-	-
	利用登録者数（対面音訳）	-	-	10人	10人	10人	22年6月から事業開始
（問題点・課題分析）	対面音訳者派遣について、利用登録者の声として、派遣回数（月2回）が少ないとの声がある。						
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	利用実績の分析を行う	今後の方向性の検討材料とする

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である

議会議要旨（状況）	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
-----------	------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	日常生活用具給付事業費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p>【給付種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児） ... 国基準6種目 <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等 自立生活支援用具（17品目） ...入浴補助用具（基準額：90,000円）等 在宅療養等支援用具（7品目） ...ネプライザー（基準額：36,000円）等 情報・意思疎通支援用具（25品目）...ポ-ク-ル-ダ-（基準額85,000円）等 排泄管理支援用具（5品目） ...蓄便袋（基準額：8,858円）等 住宅改修費（1品目） ...小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。 用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和44年 事業開始</p> <p>その後、給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて修正</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入。</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理した。 補装具より移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具 補装具へ移行...重度障害者用意思伝達装置 ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（平成18年度実績）</p> <p>平成20年 4月 品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p>				
必要性	障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【決定・支払】直営 【給付】業者委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	8,166	12,939	29,760	28,597	26,417	26,519	26,467	
決算額（23年度は見込み）	7,615	12,937	25,796	25,124	26,100	26,513	26,467	
人件費等	862	1,708	1,281	3,388	1,222	2,180		
減価償却費						726		
【事務分担量】（%）	10	20	15	40	15	25		
合計（ + + ）	8,477	14,645	27,077	28,512	27,322	29,419	26,467	
国（特定財源）		5,953	10,192	9,039	9,449	8,417	9,669	
都（特定財源）	4,035	2,784	5,096	4,394	4,708	4,003	4,851	
その他（特定財源）								
一般財源	4,442	5,908	11,789	15,079	13,165	16,999	11,947	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	給付件数・児童	15	40	82	75	59	67	61
	給付件数・成人	101	814	2,348	2,357	2,489	2,341	2,610
	給付件数・難病	2	1	1	5	2	4	2

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	0
	扶助費	児童分（一般）	209	児童分（一般）	130	児童分（一般）	212
		成人分（一般）	6,082	成人分（一般）	6,863	成人分（一般）	6,168
		児童分（ストマ）	561	児童分（ストマ）	560	児童分（ストマ）	569
		成人分（ストマ）	19,182	成人分（ストマ）	18,827	成人分（ストマ）	19,451
		難病	66	難病	133	難病	67

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	給付件数・児童分	75	59	67	61	-	-
	給付件数・成人分	2,357	2,489	2,341	2,610	-	-
	給付件数・難病分	5	2	4	2	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法による地域生活支援事業化により、品目の選定を区が行うこととなり、品目選定の明確な基準の制定等が必要となる。 ・ 品目の価格が現在の物価になじまないものが出てきている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
品目選定の明確化	選定基準を明確にすることにより、公平な給付をすることができる
品目の価格の再設定	品目に適正価格を設定することにより、公平な給付をすることができる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者移動支援事業費（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者(児)移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際に、移動支援を提供することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳所持者（身体障がいについては、視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ・自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者 ・区内の心身障がい学級、特別支援学級、学童クラブ、通所施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等 ・その他区長が必要と認める者 H23年度の支給決定者数406名（身体介護を伴う移動支援201名 身体介護を伴わない移動支援205名）				
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法により地域生活支援事業となり、事業実施自治体による独自事業として実施。精神障がい者外出介護と統合。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用 （ただし、提供時間数を超えて利用した分については自己負担とする）</p> <p>【支援費制度】（平成18年9月まで） 利用者・事業者の関わりについては変更はないが、利用者負担については、本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定。 利用者は、視覚障がい者ガイドヘルパー・知的障がい者ガイドヘルパーを利用し、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>				
経過	昭和61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成14年10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行			
	平成18年10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行			
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者55社・荒川区社会福祉協議会				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	38,282	47,923	57,737	128,005	170,032	225,107	340,191
	決算額（23年度は見込み）	37,822	47,923	93,621	128,005	170,032	210,855	340,191
	人件費等	1,724	1,708	2,927	1,271	1,915	1,116	
	減価償却費						1,162	
	【事務分担量】（%）	20	20	70	15	55	40	
	合計（+ +）	39,546	49,631	96,548	129,276	171,947	213,133	340,191
	国（特定財源）	18,904	29,771	34,468	40,903	61,080	59,145	111,753
	都（特定財源）	9,651	14,885	18,428	21,887	31,965	29,572	58,429
	その他（特定財源）							
一般財源	10,991	4,975	43,652	66,486	78,902	124,416	170,009	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	ガイドヘルプ-決定者数（視覚）	54	120					
	ガイドヘルプ-決定者数（知的）	76						
	ガイドヘルプ-利用時間数（視覚）	16,409.5	14,074.0					
	ガイドヘルプ-利用時間数（知的）	5,619.0						
	移動支援利用時間数		14,189.0	44,463.0	56,712.0	72,649.5	85,104.0	89,906.5
	移動支援実利用者数		192	209	273	321	376	450

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算見込）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	移動支援	170,032	210,855	移動支援	210,855	移動支援

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	移動支援提供時間数	56,712.0	72,649.5	85,104.0	89,906.5	93,906.5	
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	21,437.5	32,813.5	42,933.0	50,375.5	52,375.5	
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	35,274.5	39,836.0	42,171.0	39,531.0	41,531.0	

（問題点・分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業が周知されたことにより、利用者数・時間数とも増加しており、増加傾向の分析が必要である。 ・65歳以上は介護保険へ移行するが、社会参加を目的とするものについては介護保険では支給できないため、当該事業での支給となり、サービス内容について利用者が混乱してしまう。 ・移動支援は柔軟に利用されており、便利だが正しく利用されていないケースが発覚した。指導監査方針を明確にする必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用内容の検討、利用方法の検証	移動支援事業の利用実態を把握することにより、今後の事業の方向性を検討する
介護保険、介護給付とそれぞれ移動支援のサービス内容の整理	利用者が混乱することなく、サービスを利用できる
事業者向けパンフレットの作成	事業運営の適正化が図れる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	日中一時支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	日中一時支援事業費（01-03-04）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者自立支援法、地域生活支援事業実施要綱（国）、荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	【タイムケア事業】障がい児者の特別支援学校等下校後等の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や日常的に介護する家族の休息を図る。 【地域活動支援事業】障がい者や障がい児に創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流促進の支援を行う。				
対象者等	【タイムケア事業】荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイト、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児。 【地域活動支援事業】身体障がい者、知的障がい者（現在利用者1名）				
内容	<p>【タイムケア事業】</p> <p>実施内容：利用対象者を預かり、社会生活に適應するため交流・創作的活動等の指導等を行う 供給関係：本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない 利用者負担：なし 実施場所：おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）定員：13名 生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）定員：20名 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所（23年6月1日現在1ヶ所）</p> <p>【地域活動支援事業】</p> <p>実施内容：身体障がい者及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を支援する事業所に地域活動支援費を支給する。 利用者負担：なし 実施主体：障害者自立支援法に規定する地域活動支援センター</p>				
経過	平成17年 8月	特定非営利活動法人あふネットより申し出			
	平成19年 4月	おぐのあかり事業開始			
	平成21年 4月	生活クラブスニーカー事業開始			
必要性	障害者自立支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【利用者決定】直営 【サービス提供】特定非営利活動法人あふネット、社会福祉法人荒川のぞみの会 日中一時支援事業者、地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額		3,000	8,344	7,427	30,564	27,567	27,597	
決算額（23年度は見込み）		0	7,087	7,427	21,650	27,053	27,597	
人件費等		854	171	1,695	2,810	4,064		
減価償却費						1,452		
【事務分担量】（%）		10	2	20	45	50		
合計（ + + ）	0	854	7,258	9,122	24,460	32,569	27,597	
国（特定財源）			2,664	2,296	7,166	8,663	13,799	
都（特定財源）			1,332	1,148	3,583	4,331	6,899	
その他（特定財源）								
一般財源	0	854	3,262	5,678	13,711	19,575	6,899	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用実人数（おぐのあかり）	-	0	14	14	20	20	20
	利用実人数（スニーカー）	-	-	-	-	28	39	39
	実利用者数（日中一時支援）	-	-	1	1	5	5	5
	実利用者数（地域活動支援）	-	-	1	2	1	1	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	委託料	おぐのあかり	6,566	おぐのあかり	6,566	おぐのあかり	6,566
		スニーカー	11,653	スニーカー	19,658	スニーカー	19,897
	需用費	初度調弁	1,456				
	備品購入費	初度調弁	956				
	扶助費	日中一時支援費	187	日中一時支援費	231	日中一時支援費	346
		地域活動支援費	832	地域活動支援費	598	地域活動支援費	788

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	受入れ日数（おぐのあかり）	1,408	1,896	2,309	2,244	-	-
	受入れ日数（スニーカー）	-	1,318	1,880	2,930	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>タイムケアを必要としている世帯を発掘し、事業を周知していかなければならない。 平日と土曜日・長期休業期での稼働率が違いすぎる。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>世田谷区：平成17年7月～（社会福祉法人委託） 品川区：平成14年4月～、平成17年10月～（ともに特定非営利活動法人委託）</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組み具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	<p>タイムケアを必要としている世帯を発掘し、当該事業をPRする</p> <p style="text-align: right;">受入人数の増加</p>
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい児等の日中活動の場を確保するために必要である

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	榎本 誠一	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	訪問入浴サービス事業（01-03-05）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	障害者自立支援法第77条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。				
内容	入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。合わせて、利用者の希望により理髪サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応） 入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）、理髪については、年6回 利用者負担は入浴サービスについては負担なし、理髪については、1回1,900円の負担				
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増 平成元年 4月 実施回数年24回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上） 実施回数年30回に増 平成 6年 4月 実施回数年36回に増 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成18年 4月 実施回数年52回に増 平成19年 4月 障害者自立支援法による地域支援事業の一事業となる。利用負担額を無料とする。				
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指名一般競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社。施設入浴は対象者がいないため契約未実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,417	2,842	6,156	5,822	5,577	4,984	5,619	
決算額（23年度は見込み）	1,639	2,492	3,345	3,794	3,974	4,594	5,619	
人件費等	1,293	854	854	1,694	1,222	872		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	15	10	10	20	15	10		
合計（+ +）	2,932	3,346	4,199	5,488	5,196	5,757	5,619	
国（特定財源）	609		1,368	1,356	1,451	1,431	2,050	
都（特定財源）	409		684	678	725	716	1,025	
その他（特定財源）								
一般財源	1,914	3,346	2,147	3,454	3,020	3,610	2,544	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
訪問入浴実施回数	293	527	557	449	425	522	600	
登録人数	13	15	13	12	10	16	16	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	入浴サービス委託料	3,974	入浴サービス委託料	4,594	入浴サービス委託料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	延べ入浴利用回数	449	425	522	600	675	
	登録人数	12	10	16	16	18	

（問題点・課題）	週1回の入浴回数では、夏場の利用者の清潔保持ができない状況にある。夏場については、週2回に入浴回数を増やす必要性がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
入浴回数は週1回と定めているが、夏季等に回数を増やして欲しいとの要望も出てきている。季節を限定しての回数増を検討する。	利用者の健康保持、健康の増進につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	今井 文江	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	手話講習会事業費（01-03-06）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区手話講習会実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・受講者 区報等で公募する。 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 <ul style="list-style-type: none"> 初級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各50名程度 中級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各30名程度 上級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各20名程度 手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜） 20回（1回2時間） 定員各20名程度 				
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000 11,500円、助手：3,000円 5,750円 中級と同額）</p>				
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,875	3,875	3,875	4,261	4,997	5,050	5,020	
決算額（23年度は見込み）	3,788	3,809	3,767	4,227	4,996	5,007	5,020	
人件費等	431	427	427	424	81	436		
減価償却費						145		
【事務分担当】（%）	5	5	5	5	1	5		
合計（+ +）	4,219	4,236	4,194	4,651	5,077	5,588	5,020	
国（特定財源）			1,941	1,486	1,825	1,560	1,832	
都（特定財源）	1,937	1,127	971	743	912	780	916	
その他（特定財源）								
一般財源	2,282	3,109	1,282	2,422	2,340	3,248	2,272	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	初級受講者数（19年度以前は入門）	45	93	52	40	59	54	55
	中級受講者数（19年度以前は初級）	44	69	41	28	34	41	40
	上級受講者数（19年度前降は養成基礎）	42	29	34	18	22	23	24
	通訳養成受講者数（19年度以前は養成応用）	17	15	15	8	8	8	8

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務管理費	4,996	事業費・事務管理費	5,007	事業費・事務管理費	5,020

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	初級・中級コース修了者数	49	60	54	60	-	
	上級・通訳養成コース修了者数	24	23	22	25	-	
	手話通訳者登録数	1	3	1	2	-	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生を広く集めるために効果的なPR活動を検討する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
受講生を広く集めるために効果的なPR活動を委託先の荒川区社会福祉協議会と協議する。	手話通訳奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者の日常生活の利便性と社会参加の促進に寄与することができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（01-03-07）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	【運転免許助成】 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。 区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 【自動車改造費助成】 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	【運転免許助成】 （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 【自動車改造費助成】 （対象経費） 自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	【運転免許助成】 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	859	849	732	1,102	732	732	732	
決算額（23年度は見込み）	701	684	134	968	682	134	732	
人件費等	431	854	427	847	245	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	5	10	5	10	10	10		
合計（+ +）	1,132	1,538	561	1,815	927	704	732	
国（特定財源）		163	55	323	249	42	366	
都（特定財源）	267	147	27	161	125	21	183	
その他（特定財源）								
一般財源	865	1,228	479	1,331	553	641	183	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	教習費助成（新規免許）	1	1	0	3	2	0	2
	教習費助成（限定解除）	1	0	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	4	4	1	4	3	1	3

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
扶助費	自動車運転教習費助成	330	自動車運転教習費助成	0	自動車運転教習費助成	330	
	自動車改造費助成	353	自動車改造費助成	134	自動車改造費助成	402	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	自動車運転教習助成者数	3人	2人	0人	2人	-	-
	自動車改造費助成者数	4人	3人	1人	3人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	障がい者就労支援事業の中で、自動車運転免許取得・改造助成事業の活用をすすめる。
実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 【自動車運転教習費助成】 旧都基準上乗せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川） 【自動車改造費助成】 旧都基準上乗せ実施 3区（中央・目黒・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自動車運転免許取得・改造助成事業について、対象者への周知を図る。	障がい者の生活圏の拡大、就労支援・社会復帰の促進に寄与できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法・同施行規則・同施行細則	
終期設定	有 無	21 年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障害者自立支援法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。 利用者負担及び食費軽減については、法施行前には利用者負担のなかったもの又は少額であったものについて、負担額の激変緩和策として行う。月額上限額の半額化については、障がい者重度である程サービス量が多く、利用者負担も高額となるためその負担軽減として行う。				
対象者等	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）受給及び利用者区独自軽減については在宅サービス対象				
内容	【国制度】 対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）... 高額障害福祉サービス費 ... 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担上限額の合算を超えた部分を高額障害福祉サービス費として支給し負担が増加しないようにする。 特定入所者特別給付費 定率負担とは別に実費負担となる、施設入所者の光熱水費及び食費について、一定の金額を利用者に残すために特別給付費を支給する。 利用者負担上限額軽減 一定の条件を満たす通所・居宅サービス利用者の上限額を軽減する。 【区制度】 対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）... 利用者負担軽減 在宅サービス（居宅介護系、短期入所、デイサービス、通所施設）の利用者負担割合を10%から3%とする。 通所施設食費軽減 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。 月額上限額の半額化 ... 国制度の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。 については平成23年度も継続する。なお、については恒久的措置である。				
経過	平成18年 4月 軽減事業開始 平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。 平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。 平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。 平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。				
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。 【支払】事業所からの代理請求・代理受領にて障害福祉サービス費と合算して支払う。 居宅介護系事業のみ国保連に支払委託。				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額		16,868	22,116	23,946	4,572	2,094	1,926
	決算額（23年度は見込み）		13,938	6,176	4,726	3,035	1,969	1,926
	人件費等		2,562	2,562	2,541	814	87	
	減価償却費						29	
	【事務分担当】（%）		30	30	30	10	1	
	合計（+ +）	0	16,500	8,738	7,267	3,849	2,085	1,926
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		4,141	488	361	312		193
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	12,359	8,250	6,906	3,537	2,085	1,733
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用者負担軽減対象者数		245名	245名	159名	166名	186名	190名

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	利用者負担軽減	3,035	利用者負担軽減	1,969	利用者負担軽減	1,926

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用者負担軽減対象者数	159	166	186	190	-	居宅系サービスの支給決定者数 23年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	指標分析	制度改正・障害者自立支援法の改正への対応。
他区の実施状況		（実施 21 区 未実施 1 区） 区独自については、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間での利用負担の合算化、その他、の4つの組み合わせから行われている。 なお、渋谷区については、非課税世帯の無料化に伴い制度終了。

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
度重なる制度の見直しの影響を勘案するとともに、障害者自立支援法の改正等を踏まえた上での軽減策の検討。	在宅で生活する障がい者の不安解消。 安定的な地域生活の確保。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	安定したサービス利用のため重要な事業である

(状況)	議会議決要旨	
------	--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	難病ホームヘルパー派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 難病患者ホームヘルプ ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。 難病相談室 荒川区医師会主催の難病相談室に協力参加し保健福祉相談を受け、療養生活の質の向上を図る。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、自立支援法等のサービスが受けられない者。相談室来所者				
内容	難病患者ホームヘルプ （利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 モニタリング （サービス内容）家事援助 ・ 身体介護 等 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（A～G階層） 難病相談室 毎月1回土曜日の午後実施 会場：医師会館 周知：区報や医療機関 問診：保健師 診察：専門医 療養相談：保健師 福祉相談：ケースワーカー・社協相談員				
経過	昭和60年 5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加 平成14年 4月 難病患者への派遣事業開始 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月本格実施 平成20年 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修を、精神保健福祉事業費へ組替え				
必要性	難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 難病患者ホームヘルプ 事業委託方式。居宅介護事業者と契約しヘルパーを派遣する。 難病相談室 医師会からの依頼を受けて、難病相談室への協力参加。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	5,649	897	507	1,288	1,840	2,142	2,156	
決算額（23年度は見込み）	2,858	81	332	879	1,243	1,653	2,156	
人件費等	0	0	2,989	1,101	245	419		
減価償却費						436		
【事務分担量】（%）	0	0	35	13	10	15		
合計（+ +）	2,858	81	3,321	1,980	1,488	2,508	2,156	
国（特定財源）			126	439	584	963	970	
都（特定財源）			63	219	292	367	485	
その他（特定財源）			0	0				
一般財源	2,858	81	3,132	1,322	612	1,178	701	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
難病ホームヘルプ（人）	0	0	1	2	1	1	1	
難病相談室（人）	27	26	26	26	24	14	12	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	委託費	1,243	委託費	1,653	委託費	2,156

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用者実人員	2	1	1	1	-	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	・難病のホームヘルプの認知度が低い。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施（中央区、文京区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	難病のホームヘルプの認知度を上げるため、窓口来庁者へのPRや、区報等でのPRを行う。	認知度が上がることにより、支援が必要な人にサービスを提供できる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（01-05-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠法令等	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者で、単独で屋外活動をすることが困難な者。 自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）、身体及び知的障害者福祉法における施設訓練等支援費の支給決定又は介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている場合は利用不可。（ただし、平成15年3月31日現在本事業の継続利用者で区長がやむを得ないと認めるもの限り利用可）				
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助等</p> <p>【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p style="text-align: center;">東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>				
経過	<p>昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>平成9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>平成15年4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>平成16年7月 介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>				
必要性	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	11,336	11,336	10,392	8,502	6,613	3,194	1,890
	決算額（23年度は見込み）	11,309	9,446	7,478	6,612	6,298	1,889	1,890
	人件費等	788	1,014	756	254	245	279	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】（%）	20	23	16	13	10	10	
	合計（+ +）	12,097	10,460	8,234	6,866	6,543	2,459	1,890
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	11,309	9,446	7,478	6,612	6,297	1,889	1,889
	その他（特定財源）							
	一般財源	788	1,014	756	254	246	570	1
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用実人数	12	12	9	7	7	2	2

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	介護人謝礼	6,298	介護人謝礼	1,889	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用実人数	7	7	2	2	-	

（問題点・課題）	<p>重度脳性麻痺者介護人派遣事業と、自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の併用ができないため、いずれかを選択する必要がある。 今後、利用者の障がい程度や家族の高齢化の進行を考慮して、家族介護から介護の社会化を検討していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区） 金額加算 2区（北・練馬） 回数増 1区（練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援法に基づく、居宅介護サービスへの移行を進める。	家族介護から事業者への介護に移行することにより、家族の負担が軽減され障がい者の自立の促進が期待される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	板倉 久江	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	留守番看護師派遣事業費（01-05-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	荒川区心身障害(児)介護人派遣事業実施要綱・荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。				
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 18歳未満の時点で愛の手帳（1度又は2度）を取得した者 18歳未満の時点で身体障害者手帳（下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級～2級）を取得した者 これらと同等の障がいを有する者 医療行為（吸引・吸入・経管栄養・胃ろう・摘便等）を必要とする者 在宅で生活している者（通所者は含まない）				
内容	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】月3回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】[正看護師]26,600円 [准看護師]23,940円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>緊急一時介護人派遣事業 介護者が疾病等の事由で介護困難となった場合に介護人を派遣する。緊急一時保護及び居宅介護サービスとの併用は不可であり、平成19年度には利用者のすべてが居宅介護サービスに移行。</p>				
経過	平成21年10月 留守番看護師派遣開始 平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催 平成23年度 派遣回数増（月2回 3回）				
必要性	緊急一時保護寮では対応できないケース（就学前の障がい児、満床時等）に対応するため、また、短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する介護と引き換えに介護人が介護券を受け取り、翌月10日までに介護券を添付して請求する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,837	2,810	363	1,179	4,859	7,343	10,929	
決算額（23年度は見込み）	1,836	599	0	0	535	2,074	10,929	
人件費等	788	956	122	1,016	407	1,482		
減価償却費						494		
【事務分担量】（%）	20	22	5	12	5	17		
合計（+ +）	2,624	1,555	122	1,016	942	4,050	10,929	
国（特定財源）								
都（特定財源）					535	2,074	10,000	
その他（特定財源）								
一般財源	2,624	1,555	122	1,016	407	1,976	929	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	留守番看護師実利用者数	-	-	-	-	3	6	6
	留守番看護師利用日数	-	-	-	-	18	76	126
	介護人利用者数	12	10	4	0	-	-	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	研修会	46	研修会等	45	研修会等	70
	役務費	指示書・意見書	36	指示書・意見書	55	指示書・意見書	133
	委託料	留守番看護師	453	留守番看護師	1,974	留守番看護師	10,726

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	留守番看護師実利用者数	-	3	6	6	9	23年度は6月1日現在
	留守番看護師利用日数	-	18	76	126	152	23年度は見込み日数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営にあたり、委託先である訪問看護事業所と連携を取り、派遣開始後に発生した問題等について、適宜対応していく必要がある。 ・利用者が安心して定期的に確実に利用できるよう、回数を増やす必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施 22区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急事態や派遣開始後に発生した問題については随時対応し、内容について記録を取り、解決策を検討する。	今後の安定的な事業運営に生かすことができる。
利用対象者に比べ実際に利用している方が少ないため、今まで以上に広報活動を行う。	利用者が増えることで、事業が活発化し、参入事業者が増え、より利用しやすい環境になる。
定期的に利用できるよう、利用回数を増やす。	更なる介護者の安定した生活を保障できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	重症心身障がい児者とその家族の安定した地域生活を確保するため重要な事業である

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	補装具費支給事業（01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠	障害者自立支援法第76条、荒川区補装具の代理	
終期設定	有 無	年度	法令等	受領に係わる補装具業者の登録等に関する要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者（障がいの部位により、交付対象は異なる）				
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 ... 補聴器 ・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 <p>【支給方法】</p> <p>身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
経過	昭和24年	事業開始			
	平成15年 4月	自己負担金助成制度廃止			
	平成18年 4月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）			
	平成18年10月	障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。			
		日常生活用具より移行...重度障害者用意思伝達装置			
		日常生活用具へ移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）			
必要性	障害者自立支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	56,147	56,380	33,545	35,737	37,541	35,995	31,078
	決算額（23年度は見込み）	56,146	54,184	33,545	30,868	39,262	35,200	31,078
	人件費等	948	1,708	1,281	2,965	1,222	872	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】（%）	11	20	15	35	15	10	
	合計（+ +）	57,094	55,892	34,826	33,833	40,484	36,363	31,078
	国（特定財源）	28,102	33,526	19,566	17,542	18,770	15,597	15,539
	都（特定財源）		2,242	9,783	8,771	9,386	7,799	7,769
	その他（特定財源）							
一般財源	28,992	20,124	5,477	7,520	12,328	12,967	7,770	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	交付件数	2,785	1,798	263	331	394	298	301
	修理件数	219	115	145	162	132	220	225

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	成人分		26,589	成人分	21,538	成人分	20,088
	児童分		12,673	児童分	13,662	児童分	10,990

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	補装具交付件数	331	298	298	301	-	-
	補装具修理件数	162	144	220	225	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	理美容サービス事業費 (01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 61 年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
対象者等	区内在住で以下の手帳を所持し、寝たきりの65歳未満の者(所得制限なし) 身体障害者手帳1・2級(但し下肢・体幹にかかる障がい) 愛の手帳1・2度 ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。				
内容	【利用方法】 対象者の認定は区が行い、その都度(福)荒川区社会福祉協議会に連絡する。 【実施内容】 社会福祉協議会は以下の基準(認定月)で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 【単 価】 4,850円 【自己負担】 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 (住民税が課税されている者 1,900円、住民税が非課税の者 950円)				
経過	平成11年4月 対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。 平成12年4月 自己負担金導入 平成13年4月 理容サービスに美容サービスを加えた。				
必要性	理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	(福)荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	826	723	736	709	704	628	570	
決算額(23年度は見込み)	777	710	730	607	585	622	570	
人件費等	862	427	427	847	245	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】(%)	10	5	5	10	10	10		
合計(+ +)	1,639	1,137	1,157	1,454	830	1,192	570	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	1,639	1,137	1,157	1,454	830	1,192	570	
実績の推移								
	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	理美容券支給者数	39	36	35	31	30	31	28
	利用回数	168	156	160	130	174	137	124

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	585	事業費・事務費・管理費	622	事業費・事務費・管理費	570

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	理美容券支給者数	31人	30人	31人	28人	-	-
	利用枚数	130枚	174枚	137枚	124枚	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	当該事業を、必要な人に周知徹底する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談支援業務の中で、当事業を、重度障がい者の日常生活を支える支援策のひとつとして、対象者へ周知徹底する。	重度障がい者の健康で安全な地域生活を確保できる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	寝具乾燥消毒事業（01-07-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。				
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間1回</p>				
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止				
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	173	217	440	329	304	247	214	
決算額（23年度は見込み）	134	165	215	221	221	123	214	
人件費等	292	290	549	1,271	245	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	7	7	10	20	10	10		
合計（+ +）	426	455	764	1,492	466	693	214	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	426	455	764	1,492	466	693	214	
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
実績の推移								
利用実人数	11	10	8	6	7	4	5	
乾燥実施回数	85	70	106	98	85	43	64	
水洗実施回数	8	8	7	6	6	3	5	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒		155	寝具乾燥消毒	91	寝具乾燥消毒	156
	寝具洗濯		66	寝具洗濯	32	寝具洗濯	58

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	登録者数	9人	7人	5人	5人	-	
	実施回数（消毒乾燥）	98回	85回	43回	64回	-	
	実施回数（水洗い）	6回	6回	3回	5回	-	

（問題点・課題分析）	当該事業を必要とする人に周知徹底する。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談支援業務の中で、当該事業を、重度障がい者の日常生活を支える支援策のひとつとして、対象者へ周知徹底を図る。	重度障がい者の健康な地域生活を確保できる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	配食サービス事業費 (01-07-03)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない者				
内容	【回数】 週あたり1～7回 昼食のみ 【事務の流れ】 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し連絡 配食業者より決定者に対し配食				
経過	平成9年4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週3回限度 週5回限度 平成18年4月 事業者は1食あたり750～1,000円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週5回限度 週7回限度				
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 (有)北畔、食事処しむら、(株)NRE大増、(株)シニアフレイト、タイハイ(株)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額	367	422	361	491	535	406	405
決算額（23年度は見込み）	343	397	439	382	364	406	405
人件費等	86	85	427	1,271	81	436	
減価償却費						145	
【事務分担量】（%）	1	1	5	15	1	5	
合計（+ +）	429	482	866	1,653	445	987	405
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	429	482	866	1,653	445	987	405
実績推移	事項名						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実利用者数	11	11	11	11	9	10	10
食数	979	1,134	1,257	1,090	1,041	1,159	1,157

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	業者委託（単価契約）	364	業者委託（単価契約）	406	業者委託（単価契約）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	実利用者数	11人	9人	10人	10人	-	-
	食数	1,090食	1,041食	1,159食	1,157食	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	・対象者の見直しを図ると共に、高齢者福祉課との事業調整を検討する必要がある。
他区の実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区） 実施：千代田（高齢者、障害者）、港（高齢者、障害者）、世田谷（高齢者、障害者）、太田（高齢者、障害者）、渋谷（高齢者、障害者）、豊島（高齢者等）、板橋（高齢者、障害者）、葛飾（高齢者）、江戸川（高齢者等）、足立（高齢者等）、台東（高齢者、障害者）、文京（高齢者）、中央（高齢者）、江東（高齢者）、新宿（高齢者）、品川（高齢者）、練馬（高齢者）、杉並（高齢者）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	高齢者福祉課においても同額負担の配食サービスがあるので65歳以上の利用者を移行させる。	行政としての事業整備をする。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問旨）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
----------	--------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉電話事業費（01-07-04）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>(1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 (年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額（基本料）】（1月あたり） 回線使用料 1,700円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 及び上記にかかる消費税5%を含む。（通話料は自己負担となる）</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移								
予算額	1,521	1,991	2,088	1,301	1,312	1,252	1,036	
決算額（23年度は見込み）	1,128	1,104	1,132	1,107	998	905	1,036	
人件費等	649	648	915	912	367	419		
減価償却費						436		
【事務分担量】（%）	22	22	25	25	15	15		
合計（+ +）	1,777	1,752	2,047	2,019	1,365	1,760	1,036	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	75	66	59	58	40	80	48	
一般財源	1,702	1,686	1,988	1,961	1,325	1,190	988	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
電話助成世帯数（貸与）	15	13	14	14	13	12	12	
電話助成世帯数（自己所有）	31	31	34	34	32	28	27	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
12	役務費	貸与分	350	貸与分	365	貸与分	359
	19	負担金補助及び交付金	648	自己所有分	540	自己所有分	677

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	助成世帯数（貸与）	14世帯	13世帯	12世帯	12世帯	-	各年度末世帯数 (23年度は見込み)
	助成世帯数（自己所有）	34世帯	32世帯	28世帯	27世帯	-	各年度末世帯数 (23年度は見込み)

（問題点・課題分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 未実施 貸与：港区・葛飾区・中央区・世田谷区・板橋区 自己所有：港区・葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	緊急通報システム事業費（01-07-05）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱、同民間緊急通報システム事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥った場合に、緊急通報システムを用いて消防庁、民間受信センター等の関係機関に通報し、速やかに援助を行うことで、重度身体障がい者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）				
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。緊急通報システムの方式には、消防庁直通方式と民間事業者方式がある。 消防庁直通方式 【実施内容】 利用者の緊急通報を受け、消防庁は利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう 【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 区から消防庁に登録申請 消防庁が決定 区が設置先名簿を事業者へ送付 区が消防署長へ設置計画書を提出 事業者が設置工事 【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料） 【協力員への謝礼】 毎年1月1日の時点での継続活動期間が、 6月以上の協力員：年間6,000円相当のお買物券を支給 6月未満の協力員：年間3,000円相当のお買物券を支給				
	民間事業者方式 【実施内容】 利用者の緊急通報を受け、民間事業者は利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 事業者が消防庁に登録申請 消防庁が決定 事業者が利用者として利用契約締結 事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）				
経過	平成 3年 4月	事業開始			
	平成 13年 4月	協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更			
	平成 18年 4月	緊急通報システム新規設置者自己負担金導入			
	平成 20年 4月	火災安全システム導入			
	平成 22年 4月	民間事業者方式を導入			
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託（消防方式）（岩通販売株式会社） 緊急通報システム委託（民間方式）（上陽テクノ株式会社 足立営業所）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,063	1,046	863	866	737	640	555	
決算額（23年度は見込み）	732	584	687	563	606	588	555	
人件費等	431	854	512	0	570	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担当量】（%）	5	10	6	0	7	20		
合計（+ +）	1,163	1,438	1,199	563	1,176	2,913	555	
国（特定財源）								
都（特定財源）	112	160	139	139	89	153	119	
その他（特定財源）								
一般財源	1,051	1,278	1,060	424	1,087	2,760	436	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
利用者数（消防方式）	19	19	19	19	18	15	15	
利用者数（民間方式）	-	-	-	-	-	4	4	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
一般需用費	緊急通報協力員謝礼	132		緊急通報協力員謝礼	96	緊急通報協力員謝礼	72
	消耗品	29				消耗品	5
	委託料	445		委託（消防方式）	452	委託（消防方式）	325
				委託（民間方式）	40	委託（民間方式）	153

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用者数（消防方式）	19	18	15	15	4	23年度は5月31日現在
	利用者数（民間方式）	-	-	4	4	19	23年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京消防庁の受信体制変更のため、平成26年度末までに通報機の更新が必要である。 ・現在消防庁直通方式で利用している障がい者の機器移行の時期までに、民間事業者方式の周知を図る必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>消防方式：中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、足立区</p> <p>民間方式：千代田区、港区、世田谷区、板橋区、葛飾区</p> <p>消防及び民間方式：大田区、中野区、練馬区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成26年度末までに、システムを民間事業者方式へ移行する	協力員を探す負担が減り、緊急通報システムを利用しやすくなる
機器更新を迎える利用者に、民間事業者方式の周知をする	方式変更後も、問題なくシステムを利用できる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要質問状）	
---------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（01-07-06）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。 限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入した領収書に基づき助成する。 限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。 				
経過	<p>平成4年4月 所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）</p> <p>平成12年4月 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）</p> <p>平成14年4月 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付</p> <p>平成15年4月 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続</p> <p>平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止</p>				
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合（62事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	12,992	14,490	15,746	17,259	16,592	16,746	15,920	
決算額（23年度は見込み）	12,992	14,344	14,971	15,055	15,666	16,746	15,920	
人件費等	1,240	1,230	1,098	1,694	367	1,605		
減価償却費						930		
【事務分担量】（%）	18	18	20	30	15	32		
合計（+ +）	14,232	15,574	16,069	16,749	16,033	19,281	15,920	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	14,232	15,574	16,069	16,749	16,033	19,281	15,920	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	おむつ購入券使用枚数	5,932	6,368	6,728	6,948	6,987	7,597	7,071
	おむつ購入券対象者延数	1,599	1,725	1,776	1,872	1,432	1,944	1,848
	おむつ代助成対象者延件数	277	343	356	304	359	361	371

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
扶助費	おむつ購入券	12,576	12,576	13,675	13,675	12,728	12,728
	おむつ代助成	3,090	3,090	3,071	3,071	3,192	3,192

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	購入券対象者数	156人	152人	177人	154人	-	
	おむつ代助成対象者数	34人	35人	40人	36人	-	
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物給付 18区 現金助成 14区 購入券等給付 2区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要旨）問状	
-----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	住宅設備改善給付事業費（01-07-07）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付	
終期設定	有 無	年度	法令等	事業実施要綱・同要領	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・ 屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・ 屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・ 階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・ 階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p>				
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】 直営</p> <p>【住宅改修】 業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	14,701	15,741	10,847	6,334	3,040	8,059	5,627	
決算額（23年度は見込み）	10,302	3,470	1,840	4,895	3,040	8,059	5,627	
人件費等	862	854	427	1,694	244	436		
減価償却費						145		
【事務分担量】（％）	10	10	5	20	3	5		
合計（+ +）	11,164	4,324	2,267	6,589	3,284	8,640	5,627	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,251	0	0	640	665	0	1,305	
その他（特定財源）								
一般財源	9,913	4,324	2,267	5,949	2,619	8,640	4,322	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	小規模改修	9	3					
	中規模改修	5	1	2	2	0	2	2
	屋内移動設備	0	0	0	0	2	5	2
	階段昇降機（直線）	1	4	1	1	1	4	1
	階段昇降機（曲線）	3	0	0	2	1	1	2

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	中規模改修		0	中規模改修	909	中規模改修	1,306
	階段昇降機（直線）		654	階段昇降機（直線）	2,619	階段昇降機（直線）	673
	階段昇降機（曲線）		1,453	階段昇降機（曲線）	1,479	階段昇降機（曲線）	2,518
	屋内移動設備		933	屋内移動設備	3,052	屋内移動設備	1,130

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	給付件数・児童分	0	1	0	0	-	-
	給付件数・成人分	5	3	12	7	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	給付種目の基準額は他区と比べて中程度であるが、これが適正であるかどうか見直す必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
給付種目の基準額の見直し。	適正な基準額を設定することにより、公平な給付をすることができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	千葉 栄美子	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	盲ろう者生活支援推進事業費（01-07-08）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。				
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者				
内容	<p>【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。</p> <p>【講演会・研修会】 盲ろう者を理解してもらうための講演会を実施（障害者週間に合わせて実施予定） 安心して地域の福祉サービスを利用できるように、介護従事者向けの研修会を実施（年2回予定）</p> <p>【多分野交流会】 盲ろう者同士や他の障がい者、関係機関職員等との交流の場を設け、社会参加の機会を確保する。</p>				
経過	平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施 平成23年 4月 事業本格実施				
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額						0	1,001
	決算額（23年度は見込み）						0	1,001
	人件費等						610	
	減価償却費						203	
	【事務分担当】（%）						7	
	合計（ + + ）	0	0	0	0	0	813	1,001
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	813	1,001
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					講師謝礼	69
	一般需用費					事務消耗品等	190
	委託料					通訳者等	21
						多分野交流会委託	705
	使用料					会場使用料	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	（指標分析）	コミュニケーションの困難により、福祉サービス等の情報が本人のもとに届かず、孤立しがちである。
他区の実況		（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
盲ろう者の定期的な訪問支援を実施する	閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	盲ろう者の日常生活を支援する

議会議況（要旨）	（質問状）	
----------	-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉タクシー事業（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー事業実施要綱	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<p>【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。</p> <p>【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。</p>				
対象者等	<p>【福祉タクシー券】区内在住で ~ に該当する手帳所持者（）内は平成23年5月の決定者数2,741人 下肢・体幹機能障がい1～3級（1,203人） 視覚障がい1・2級（231人） 内部障がい1～3級（1,193人） 上肢機能障がい1級（11人） 愛の手帳1・2度（103人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限あり（扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下）</p> <p>【リフト付タクシー】 下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者 身体又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者 平成22年度登録者数28人</p>				
内容	<p>【福祉タクシー券】 申請月に応じて1～4冊（10,200円～40,800円）の福祉タクシー券を交付する。 （4～6月：4冊 7～9月：3冊 10～12月：2冊 1～3月：1冊） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示したうえで、タクシー券により支払う。 乗降車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。</p> <p>【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、直接事業者に予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。</p>				
経過	<p>昭和57年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上）</p> <p>平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始</p> <p>平成 5年 4月 タクシー券の金額変更（年最高36,000円 41,000円）</p> <p>平成 6年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級）</p> <p>平成10年 4月 タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入</p> <p>平成16年 4月 リフト付タクシー事業を、年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更</p> <p>平成11年 4月 タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする 事務手数料を8%とする（平成12年：5%、平成13年～：3%）</p> <p>平成14年 4月 偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化）</p> <p>平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす</p> <p>平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字</p> <p>平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる</p>				
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。				
実施方法	（3委託） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <p>【福祉タクシー券】 委託先：東京都個人タクシー協同組合 他101社（うち区内7社、車椅子対応37社）</p> <p>【リフト付タクシー】 委託先：日立自動車（株） 三陽自動車（株）</p>				

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	99,938	100,706	104,397	105,330	104,630	107,038	104,763
	決算額（23年度は見込み）	98,913	100,124	99,865	103,271	101,755	101,627	104,763
	人件費等	2,870	3,705	2,866	4,967	6,231	9,226	
	減価償却費						4,358	
	【事務分担量】（％）	65	75	110	90	125	150	
	合計（＋＋）	101,783	103,829	102,731	108,238	107,986	115,211	104,763
	国（特定財源）							
都（特定財源）		1,786	1,231	1,424	1,087	793		
その他（特定財源）								
一般財源	101,783	102,043	101,500	106,814	106,899	114,418	104,763	

実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	交付人数（タクシー券）	2,751	2,815	2,841	2,865	2,874	2,896	2,967
	利用者数（リフト付）				15	15	17	17

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需要費	タクシー券印刷製本		1,914	タクシー券印刷製本	1,313	タクシー券印刷製本	1,806
	その他		268	その他	69	その他	124
役務費	郵送料		2,054	郵送料	1,160	郵送料	1,397
委託料	申請書封入委託		38	申請書封入委託	38	申請書封入委託	38
	タクシー券封入委託		21	タクシー券封入委託	26	タクシー券封入委託	23
	タクシー業務委託		95,687	タクシー業務委託	96,951	タクシー業務委託	99,884
	リフト付自動車助成		1,773	リフト付自動車助成	2,070	リフト付自動車助成	1,491

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					目標値 (25年度)	指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度			
	交付人数（タクシー券）	2,865	2,874	2,896	2,967	3,000	23年度は見込み	
	利用者数（リフト付）	15	15	17	17	20	23年度は見込み	

(問題点・課題)	<p>福祉タクシー券事業について、契約している事業者が平成23年5月現在で129社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。</p> <p>リフト付自動車運行事業について、利用者数が徐々に減少しているため、このサービスが必要な区民に対する周知と人数の把握が必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
福祉タクシー券事業について、利用実績のないタクシー業者との契約を見直す	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る
リフト付自動車運行事業の、潜在的な利用者数の把握	より適切な規模で事業を実施することができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（01-08-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区内・区外問わず）でコミュニティバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用パス提示による運賃免除を導入。</p> <p>【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく、障がい者手帳等による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用 ... 5割免除</p> <p>【精神障がい者の取扱経過】 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。その後、平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となった。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。 これにより、障がいの種類にかかわらず、全障がい者が民営バス運賃割引の対象となった。</p>				
経過	平成17年4月20日 バス運行開始 平成20年10月 ・コミュニティバス専用パスの運用開始 ・精神障害者保健福祉手帳所持者が民営バスの運賃割引適用となり、全障がい者が運賃免除の対象となった。 ・南千住ルート運行開始				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助支払】 四半期毎実績払い				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	930	1,460	1,266	1,908	1,857	2,379	2,565	
予算額	930	1,460	1,266	1,908	1,857	2,379	2,565	
決算額（23年度は見込み）	930	1,207	1,241	1,515	1,720	2,346	2,565	
人件費等	669	666	427	2,118	122	279		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	15	15	5	25	5	10		
合計（+ +）	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	2,916	2,565	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	2,916	2,565	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
補助件数（延べ人数）	10,789	13,950	14,321	17,146	21,583	29,364	32,119	
バス発行件数				286	82	41	41	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	運賃補助		1,720	運賃補助	2,346	運賃補助	2,565
一般需用費	パス印刷製本		0	パス印刷製本	0	パス印刷製本	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	補助件数（延べ人数）	17,146	21,583	29,364	32,119	-	-
	専用パス発行件数	286	82	41	41	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成20年10月より運用開始したコミュニティバス専用パスの利用促進を図る。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 千代田区・港区：福祉割引として無料乗車証を発行 その他、障がい者割引実施 2区

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	相談支援業務の中で、コミュニティバスの利用、特に、専用パスの利用について、対象者への周知を図る。
	障がい者の交通手段の確保、生活圏の拡大を図ることができる。
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自動車燃料助成事業（01-08-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	<p>下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タクシー券との選択事業、併給不可。</p> <p>【対象者要件】区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 施設、特養等入所者は除く。（平成23年6月現在の助成対象者数：243人） 所得額制限あり：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下</p>				
内容	<p>【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで</p> <p>【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。</p>				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	5,981	6,810	7,002	7,152	7,227	7,397	7,299
	決算額（23年度は見込み）	5,981	6,772	6,958	6,918	7,211	7,382	7,299
	人件費等	1,146	1,143	1,098	1,759	3,624	419	
	減価償却費						436	
	【事務分担当】（%）	35	35	20	35	55	15	
	合計（ + + ）	7,127	7,915	8,056	8,677	10,835	8,237	7,299
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,127	7,915	8,056	8,677	10,835	8,237	7,299
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	助成対象者数	237名	241名	244名	244名	240名	243名	250名

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	一般需要	印刷用紙代等	10	印刷用紙代等	0	印刷用紙代等	14
	役務費	郵便料	29	郵便料	40	郵便料	40
	扶助費	ガソリン助成費	7,172	ガソリン助成費	7,342	ガソリン助成費	7,245

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	助成対象者数	244名	240名	243名	250名	-	23年度は見込み

（問題点・課題）	<p>現在、福祉タクシー事業との整合性がとれていない状況があるため、他区の実施内容等も踏まえつつ、調査検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>未実施：墨田区・中野区 葛飾区は手当と合わせて支給（月額2,500円）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	心身障害者福祉手当支給事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	同条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がい有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成23年6月1日現在】3,700名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（57種）、都指定（24種）、點頭てんかんの計82種 【財源】都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。				
経過	平成12年8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・ヘルペスが難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がい有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		666,993	624,788	635,342	630,418	615,284	636,342	637,046
決算額（23年度は見込み）		666,993	621,781	613,222	608,833	615,251	630,322	637,046
人件費等		3,448	3,416	2,562	1,694	1,629	2,616	
減価償却費							872	
【事務分担量】（%）		40	40	30	20	20	30	
合計（ + + ）		670,441	625,197	615,784	610,527	616,880	633,810	637,046
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		670,441	625,197	615,784	610,527	616,880	633,810	637,046
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	身障1・2級（都）	1,995	1,916	1,888	1,873	1,885	1,842	1,939
	愛の手帳1～3度（都）	222	222	226	231	236	245	243
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	55	51	51	50	58	60	61
	身障3級（区単）	557	557	533	532	516	507	502
	愛の手帳4度（区単）	254	262	271	299	313	316	307
	難病（区単）	642	651	664	681	734	725	699
	合計	3,725	3,659	3,633	3,666	3,742	3,695	3,751

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	窓空き封筒	36	窓空き封筒	35	窓空き封筒	56
	委託料	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	32
	扶助費	心身障害者福祉手当	615,185	心身障害者福祉手当	630,257	心身障害者福祉手当	636,958

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	都基準対象者	2,154	2,179	2,147	2,243	-	-
	区単独対象者	1,512	1,563	1,548	1,508	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・精神障がい者が手当支給対象外となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	特別障害者手当支給事業費（01-09-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別	
終期設定	有 無	年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	<p>【特別障害者手当】20歳以上の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者）（施設入所、3月を越える入院の場合を除く）</p> <p>【障害児福祉手当】20歳未満の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者。施設入所、障害年金受給の場合を除く）</p> <p>【経過的福祉手当】従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者に対し、経過措置として支給（新規認定はなし）</p> <p>いずれの手当も本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月に基準額の改正あり。扶養者1人の場合、本人の所得額は3,984千円、扶養義務者・配偶者の所得額は6,536千円以下のもの）</p>				
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。</p> <p>【手当の支給期間】申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】特別障害者手当 26,440円 26,340円（23年4月改定予定） 障害児福祉手当 14,380円 14,330円（23年4月改定予定） 経過的福祉手当 14,380円 14,330円（23年4月改定予定）</p>				
経過	<p>昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）</p> <p>平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。</p> <p>平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）</p>				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	52,861	53,776	55,465	56,295	59,953	62,969	65,150	
予算額	52,861	53,776	55,465	56,295	59,953	62,969	65,150	
決算額（23年度は見込み）	52,696	53,423	55,106	56,103	59,856	62,957	65,150	
人件費等	862	1,708	2,989	2,118	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担当】（%）	10	20	35	25	20	20		
合計（+ +）	53,558	55,131	58,095	58,221	61,485	65,282	65,150	
国（特定財源）	40,082	39,986	41,545	41,943	44,759	47,030	48,752	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,476	15,145	16,550	16,278	16,726	18,252	16,398	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
特別障害者手当受給者数	133	141	141	151	157	170	173	
障害児福祉手当受給者数	57	61	58	55	62	65	66	
経過的福祉手当受給者数	22	21	15	15	14	14	14	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報償費	判定医謝礼	104	判定医謝礼	150	判定医謝礼	98
	一般需要費	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	0	事務用消耗品費	0
	役務費	郵送料	36	郵送料	45	郵送料	48
	扶助費	特別障害者手当	59,707	特別障害者手当	62,762	特別障害者手当	65,004

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	特別障害者手当受給者数	151	157	170	173	-	23年度は6月1日現在
	障害児福祉手当受給者数	55	62	65	66	-	23年度は6月1日現在
	経過的福祉手当受給者数	15	14	14	14	-	23年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者福祉給付金支給事業費（01-09-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠法令等	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対し、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 審査（給付要件や障がい程度等） 決定 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月 平成17年4月 平成19年4月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。 事業開始			
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (窓口) 障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額			2,376	2,376	1,812	2,181	2,208
	決算額（23年度は見込み）			1,208	1,812	1,812	1,956	2,208
	人件費等			427	169	81	87	
	減価償却費						29	
	【事務分担量】（%）			5	2	1	1	
	合計（+ +）	0	0	1,635	1,981	1,893	2,072	2,208
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	1,635	1,981	1,893	2,072	2,208
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	支給対象者数（重度）			3	3	3	3	1
	支給対象者数（中度）			2	2	2	2	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	給付金	1,812	給付金	1,956	給付金	2,208

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	支給対象者数	5	5	5	2	-	23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 6 区 未実施 区 ）</p> <p>葛飾区：重度心身障害者特別給付金 豊島区：重度心身障害者特別給付金 北区：重度障害者特別給付金 江戸川区：重度心身障害者特別給付金 板橋区：重度心身障がい者特別給付金 新宿区：新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金</p>

問題点・課題の改善策検討	
改善策	効果
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がい有し（身体手帳1・2級、愛の手帳1・2度で一定の障がい要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外 …… 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施） 				
経過	<p>平成12年8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）</p> <p>平成13年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）</p> <p>平成14年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）</p> <p>平成15年3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）</p>				
必要性	都制度の実施				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	862	854	1,708	1,271	244	523		
減価償却費						174		
【事務分担量】（%）	10	10	20	15	3	6		
合計（+ +）	862	854	1,708	1,271	244	697	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	862	854	1,708	1,271	244	697	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	受給者数	138	137	136	136	139	144	145

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	受給者数	136	139	144	145	-	23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	都の支払いと本人からの申請のタイミングによっては、過払いが発生してしまう可能性がある
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
引き続き住基異動等の確認を行い、本人からの申請を待たずに東京都に連絡する	手当過払いの防止になる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	荒井 良枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	次の ~ の保護者。（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） 知的障がい者 身体障がい者（1～3級） 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が又はと同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）				
内容	<p>1 概要</p> <p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>2 事務の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入希望者は、申込書に障害者手帳の写し（又は医師の診断書）と住民票等を添付し、区に提出。承認されると承認通知書と証書が、区を通じて加入者に送付される。 都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに掛金を納付。 年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 <p>扶養年金制度について</p> <p>平成19年2月末に廃止となった旧制度。既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払われ、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。</p> <p>【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>				
経過	昭和44年 4月	東京都心身障害者扶養年金制度発足			
	平成18年10月	扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）			
	平成19年 2月末	扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）			
	平成19年 5月	区として説明会を実施			
	平成20年 4月	東京都心身障害者扶養共済制度発足			
必要性	都制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都の経由事務				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（23年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	826	1,281	939	1,694	488	174		
減価償却費						58		
【事務分担量】（%）	10	10	11	20	6	2		
合計（+ +）	826	1,281	939	1,694	488	232	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	826	1,281	939	1,694	488	232	0	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
総受給者数（扶養共済）				0	3	6	9	
区加入者数（扶養共済）				6	6	11	16	
区受給者数（扶養共済）				0	0	0	0	
区受給者数（扶養年金）	170	168	162	160	155	147	147	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	区加入者数（扶養共済）	6	6	11	16	-	-
	区受給者数（扶養共済）	0	0	0	0	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成20年度からの制度のため、引き続き事業周知を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
継続して、新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行う	事業が周知される
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	原爆被爆者援護事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図る。 区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 				
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）				
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）				
経過					
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	404	404	404	404	404	404	400
	決算額（23年度は見込み）	394	384	373	394	400	360	400
	人件費等	172	171	85	169	163	140	
	減価償却費						145	
	【事務分担当】（%）	2	2	1	2	2	5	
	合計（+ +）	566	555	458	563	563	645	400
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	566	555	458	563	563	645	400
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	見舞金支給者	39	38	37	39	40	36	40

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需要	消耗品	0	消耗品	0	消耗品	0
	扶助費	見舞金	400	見舞金	360	見舞金	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	対象者数	39	40	36	36	-	23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施：墨田・江東・足立

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自立支援医療（更生医療）支給事業費（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。				
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）				
内容	<p>【主な治療内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術 ・人工透析 ・抗HIV療法 等 <p>【医療費給付内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・入院の場合の食事療養費 ・移送費、施術費、治療材料費等 <p>【医療費の審査及び支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 <p>【事務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。 				
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p>				
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	21,439	22,230	429,249	373,228	431,135	490,133	669,664	
決算額（23年度は見込み）	20,657	19,524	279,057	373,228	431,134	490,133	669,664	
人件費等	431	854	2,928	1,694	2,036	1,482		
減価償却費						494		
【事務分担当】（%）	5	10	45	20	25	17		
合計（+ +）	21,088	20,378	281,985	374,922	433,170	492,109	669,664	
国（特定財源）	10,328	10,191	140,677	183,201	211,644	236,720	334,832	
都（特定財源）		2,135	70,339	91,600	105,822	118,360	167,416	
その他（特定財源）								
一般財源	10,760	8,052	70,969	100,121	115,704	137,029	167,416	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	件数 入院	25	28	96	17	64	216	220
	件数 通院	199	193	1,058	1,495	1,336	1,612	2,156
	利用者数 入院	17	18	24	15	42	55	45
	利用者数 通院	18	25	106	119	160	178	220

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
扶助費	腎臓機能障がい		402,886	腎臓機能障がい	457,865	扶助費	669,664	
	免疫機能障がい		28,067	免疫機能障がい	31,344			
	その他の障がい		181	その他の障がい	924			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	入院件数	17	64	216	220	-	23年度は見込み
	通院件数	1,495	1,336	1,612	2,156	-	23年度は見込み

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障がい者及び免疫機能障がい者数の増加による更生医療費の推移予測が必要である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
腎臓機能障がい者及び免疫機能障がい者数の予測推移から、今後の更生医療費の推移を予測する。	予算作成をより円滑に行うことができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	心身障害者医療助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	中嶋 幸洋	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	心身障害者医療助成事業費（01-11-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	心身障害者の医療費の助成に関する条例、同条例施行規則、心身障害者医療費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。				
対象者等	以下の対象要件の全てを満たす者 障がい要件 身体障害者手帳1～3級（3級は内部障がいのみ）、愛の手帳1・2度 所得制限 年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わると共に38万円加算。 年齢制限 新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満。但し、65才以前に受給者証を有していた者は65歳以上でも対象となる。 【後期高齢者医療制度との関係】 65歳以上74歳未満は主たる医療保険を後期高齢者医療制度に移行することが可能。 例）65歳以上74歳未満の場合の医療保険				
内容	【医療券発行】 医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで 現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） 入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 助成方法 A．契約医療機関の場合（主に都内医療機関、一部都外を含む） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費概算請求（後に精算） 医療費概算支払（後に精算） 医療費請求 医療費支払 B．契約外医療機関の場合（主に都外医療機関、一部都内を含む） 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費助成額概算請求（後に精算） 医療費助成額概算支払（後に精算） 医療費請求（領収書の添付が必要） 医療費支払（口座振込） 【更新】 所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） 保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） 受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）				
経過	昭和49年 7月	心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下			
	昭和59年 9月	障がい程度に内部障がい3級を追加			
	10月	社会保険被保険者を対象化			
	平成6～14年	健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化			
	平成20年 4月	後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管			
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務				

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	358	334	390	668	524	329	279
	決算額（23年度は見込み）	236	54	205	494	270	187	279
	人件費等	14,221	13,557	9,271	7,623	4,072	6,453	
	減価償却費						2,150	
	【事務分担量】（％）	165	195	130	90	50	74	
	合計（＋＋）	14,457	13,611	9,476	8,117	4,342	8,790	279
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	14,457	13,611	9,476	8,117	4,342	8,790	279	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	医療費助成対象者数	2,008	1,986	1,951	1,893	1,845	1,871	1,900
	支給件数（延べ数）	1,224	1,373	1,248	1,351	1,412	1,521	1,337
	都外医療機関助成金額（円）	-	12,168,815	11,625,198	9,713,857	11,721,993	10,749,368	11,020,349

予算内・決算	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品	34	消耗品	12	消耗品	16
	印刷製本費	対象者調査はがき等	56	窓あき封筒	12	窓あき封筒	21
	役務費	受給者証等郵送料	180	受給者証等郵送料	147	受給者証等郵送料	225
	委託料			封入委託	16	封入作業委託料	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	医療費助成対象者数	1,893	1,845	1,871	1,900	-	各年度末の受給者証交付人数
	医療費助成支給件数	1,358	1,412	1,521	1,337	-	都外医療機関医療費助成件数
	医療費助成支給人数	451	471	532	443	-	都外医療機関医療費助成人数

（問題点・課題）	重複申請の防止が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
医療助成にかかる申請の厳重なチェック体制の強化	重複申請をなくす
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実														
		担当者名	富岡 一三	内線	2691														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者団体補助（01-12-01）																		
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱															
終期設定	有 無	年度	法令等																
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																	
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																		
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成22年度実績団体（会員数） ・荒川区身体障害者更生会（145名） ・荒川区手をつなぐ親の会（147名） ・荒川区身障児父母の会（55名） ・荒川のぞみの会（51名） ・荒川区聴覚障害者協会（85名） ・荒川区視力障害者福祉協会（75名） ・荒川腎友会（65名） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																		
内容	【補助金算定基準】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ～ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ～ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ～ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ～ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ～ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～21年度各年度10万円）</p>					団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																		
30 ～ 50	60,000円																		
51 ～ 100	120,000円																		
101 ～ 200	150,000円																		
201 ～ 300	180,000円																		
301 ～ 400	210,000円																		
401以上	240,000円																		
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																		
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発的な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																		
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																		

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	970	970	1,070	1,000	1,000	1,000	1,000
	決算額（23年度は見込み）	910	970	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	人件費等	2,048	2,032	329	668	367	419	
	減価償却費						436	
	【事務分担当量】（%）	31	31	11	15	15	15	
	合計（ + + ）	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,855	1,000
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,855	1,000
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
	会員数			630	611	614	623	623

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	1,000	団体補助	1,000	団体補助	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	補助団体数	8	8	8	8	-	補助基準を満たしている団体数

（問題点・課題分析）	団体の会員数増減への対応
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各団体との密な連絡による事前調整	団体への速やかな対応・及び信頼関係の維持

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会議要旨）	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
---------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者運動会補助（01-12-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。				
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会				
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障がい者（児）、家族及び関係者 約750名 【主催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>				
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減 （12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定				
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	520	520	520	520	520	520	520
	決算額（23年度は見込み）	520	520	520	520	520	520	520
	人件費等	86	205	329	668	489	419	
	減価償却費						436	
	【事務分担量】（%）	1	6	11	15	20	15	
	合計（ + + ）	606	725	849	1,188	1,009	1,375	520
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	606	725	849	1,188	1,009	1,375	520
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	参加人数	600	700	700	750	750	750	750

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	参加人数	700	750	750	750	-	

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	知的障がい者授産事業補助（あさがお作業所）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	知的障害者授産事業補助（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営
終期設定	有	無	年度	法令等	費補助金交付要綱
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者に就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障がい者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：特定非営利活動法人かがやき（第一～第四あさがお・パン工房あさがお） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	<p>【第一あさがお（旧小台橋小）】 定員22名：現員20名 指導員：常勤2人 非常勤5人 開設：昭和56年10月</p> <p>【第二あさがお（旧小台橋小）】 定員22名：現員22名 指導員：常勤2人 非常勤4人 開設：昭和61年10月</p> <p>【第三あさがお（スタートまちや）】 定員22名：現員21名 指導員：常勤2人 非常勤4人 開設：昭和63年4月</p> <p>【第四あさがお（スタートまちや）】 定員22名：現員19名 指導員：常勤2人 非常勤4人 開設：平成3年4月</p> <p>【パン工房あさがお（旧小台橋小）】 定員13名：現員10名 指導員：常勤1人 非常勤3人 開設：平成18年11月</p> <p>平成23年4月 障害者自立支援法上の新体系施設へ移行 【小台橋あさがお（旧小台橋小）】（荒川あさがお、第二あさがお、パン工房が合併） 定員50名：現員50名 指導員：常勤5人 非常勤12人</p> <p>【町屋あさがお（スタートまちや）】（第三あさがお、第四あさがおが合併） 定員40名：現員39名 指導員：常勤4人 非常勤8人</p> <p>* 主な事業内容 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加・就労指導 * 通所日数 全施設週5日 作業時間1日平均7時間（9:00～16:00）</p>				
経過	昭和57年度 東京都の直接補助（東京都知的障害者育成会）とこれを補完する区の補助の2本立てで実施 平成7年度 東京都が区を通じた間接補助に変更（区の補助金額2/3） 平成10年度 都補助基準と区補助基準との格差是正を図るため、補助項目に調整加算額を新設 平成11年度 荒川第三・第四あさがお福祉作業所が、旧真土小内へ移転 平成15年度 施設規模による補助制度から、施設利用者数による単価制へ移行 平成16年度 荒川あさがお、第二あさがおが、旧小台橋小内に移転 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成17年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成18年度 パン工房あさがお福祉作業所開設（11月） 平成20年度 10月30日法人化（法人名：特定非営利活動法人かがやき） 平成22年度 1月24日第三あさがお、第四あさがおがスタートまちやで活動開始 平成23年度 4月1日障害者自立支援法上の新体系施設へ移行に伴い事業終了				
必要性	対象施設が障害者自立支援法上の施設へ移行したことにより、事業終了。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 施設の事業運営費の一部を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	82,411	96,471	92,645	98,086	100,871	105,097	0	
決算額（23年度は見込み）	82,411	90,474	92,645	93,945	100,871	104,964	0	
人件費等	862	854	854	847	407	872		
減価償却費						291		
【事務分担量】（%）	10	10	10	10	5	10		
合計（+ +）	83,273	91,328	93,499	94,792	101,278	106,127	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	41,204	42,410	46,784	47,456	50,336	50,336		
その他（特定財源）								
一般財源	42,069	48,918	46,715	47,336	50,942	55,791	0	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
荒川あさがお補助額	20,899	19,739	19,739	19,739	21,920	23,080	0	
荒川第二あさがお補助額	21,014	21,014	21,269	21,269	22,430	24,100	0	
荒川第三あさがお補助額	20,899	22,060	21,920	22,060	22,060	22,060	0	
荒川第四あさがお補助額	19,599	18,438	19,599	20,759	23,080	23,080	0	
パン工房あさがお		9,223	10,118	10,118	11,381	12,644	0	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
負担金補助及び交付金	運営費補助・第一		21,920	運営費補助・第一	23,080		
	運営費補助・第二		22,430	運営費補助・第二	24,100		
	運営費補助・第三		22,060	運営費補助・第三	22,060		
	運営費補助・第四		23,080	運営費補助・第四	23,080		
	運営費補助・パン工房あさがお		11,381	運営費補助・パン工房あさがお	12,644		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	通所者数（補助対象延べ数）	17,033	18,753	18,763	-	-	-
	実人数	78	85	92	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	休止・完了	新体系施設への移行により事業終了

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	心身障がい者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（01-13-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：社会福祉法人荒川のぞみの会（作業所ボンエルフ） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のぞみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 19名 <指導員数> 常勤4名 非常勤4名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容> 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成4年度 作業所ボンエルフ開設 平成7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年5月 旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行 平成19年度 特定財源（都）が増（財調より包括事業費に変更） 平成24年4月 障害者自立支援法上の新体系施設へ移行予定				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	19,854	22,176	19,855	22,176	22,176	23,335	23,336	
決算額（23年度は見込み）	19,854	19,854	19,855	22,175	22,175	23,335	23,336	
人件費等	862	854	427	847	407	872		
減価償却費						291		
【事務分担当】（%）	10	10	5	10	5	10		
合計（+ +）	20,716	20,708	20,282	23,022	22,582	24,498	23,336	
国（特定財源）								
都（特定財源）	7,875	7,500	13,292	13,936	13,614	13,614	14,258	
その他（特定財源）								
一般財源	12,841	13,208	6,990	9,086	8,968	10,884	9,078	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
通所者数	17人	16人	16人	18人	19人	19人	19人	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助 助け及び 交付金	運営費補助	22,175	運営費補助	23,335	運営費補助	23,336

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	通所者数	3,904	3,919	4,003	4,560	-	補助対象者延べ数
	実人数	19	19	19	19	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・平成23年度未までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る	作業所の安定した運営を確保できる
	障害者自立支援法の新体系への移行を支援する	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神障がい者共同作業所補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実															
		担当者名	大口 翔平	内線	2682															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	精神障害者共同作業所補助（01-13-03）																			
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業																
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区精神障害者共同作業所通所訓練運営費等																
終期設定	有 無	年度	法令等	補助金交付要綱																
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画															
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																		
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																		
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																		
目的	精神障害者共同作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。																			
対象者等	[共同作業所] 2施設 Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・マック・リブ作業所(NPO法人) ・ワークハウス荒川第2(社会福祉法人愛と光の会)																			
内容	<p>荒川区精神障害者共同作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者共同作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 利用者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。共同作業所は無し。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設種別</th> <th>開設年月</th> <th>定員</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マック・リブ作業所</td> <td>共同作業所</td> <td>平成6年2月</td> <td>15名以上</td> <td>マンション清掃</td> </tr> <tr> <td>ワークハウス荒川第2</td> <td>共同作業所</td> <td>平成3年12月</td> <td>15名以上</td> <td>自動車部品の組み立て等</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容	マック・リブ作業所	共同作業所	平成6年2月	15名以上	マンション清掃	ワークハウス荒川第2	共同作業所	平成3年12月	15名以上	自動車部品の組み立て等
施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容																
マック・リブ作業所	共同作業所	平成6年2月	15名以上	マンション清掃																
ワークハウス荒川第2	共同作業所	平成3年12月	15名以上	自動車部品の組み立て等																
経過	<p>平成12年 4月 保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。（平成10～12年度で差を1/3ずつ調整） 平成14年10月 荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定 荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設（法内）となる。 平成14年12月 マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。 平成20年 4月 荒川ひまわり及び同第2の2施設が自立支援法に基づく施設に移行。 平成23年 2月 ワークハウス荒川が自立支援法に基づく施設に移行</p>																			
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。																			
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																			

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	91,924	92,299	92,013	53,880	54,218	54,151	36,143	
決算額（23年度は見込み）	90,640	90,570	90,653	53,879	54,217	50,874	36,143	
人件費等	1,724	1,708	1,708	847	407	872		
減価償却費						291		
【事務分担量】（%）	20	20	20	10	5	10		
合計（+ +）	92,364	92,278	92,361	54,726	54,624	52,037	36,143	
国（特定財源）								
都（特定財源）	62,337	62,042	62,118	35,763	35,839	33,815	23,380	
その他（特定財源）								
一般財源	30,027	30,236	30,243	18,963	18,785	18,222	12,763	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	小規模通所授産施設数	2施設	2施設	2施設	0施設	0施設	0施設	0施設
	共同作業所施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	2施設

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業費	54,217	事業費	50,874	事業費	36,143

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用者数（小規模授産施設）	42	0	0	0	-	各年度末人数
	利用者数（共同作業所）	71	64	63	48	-	各年度末人数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成23年度末までに、障害者自立支援法上の新体系施設に移行しなければならないが、移行に際しては移行先も含めた調整、運営に関しては補助等の支援が必要となる。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新体系施設への円滑な移行支援	施設運営の安定化
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

（状況）	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者施設移行支援補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障がい者施設移行支援補助事業費（01-13-04）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区障がい者日中活動サービス事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設新体系移行支援事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設運営費貸付金要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者を対象とした作業所から障害者自立支援法に規定する施設に移行した際に、激変緩和補助及び施設借上げ費補助をし、あわせて運営資金の貸付を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。				
対象者等	日中活動サービス事業運営費補助：7施設 施設新体系移行支援事業補助：3施設 施設運営費貸付金：2施設				
内容	1 日中活動サービス事業運営費補助（運営費補助） 基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） メニュー選択式加算 年額：72,000円（一人あたり） 算定基準：所定の6項目中3項目以上を満たした場合 障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて 第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合 2 施設新体系移行支援事業補助（施設借上げ費補助）（作業所より移行した施設のみ対象） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2 3 施設運営費貸付金（補助金制度から移行した施設のみ対象） 貸付上限：旧補助金の最終年度補助額の1/4～1/6 利息：なし 返済期限：当該年度末				
経過	平成20年4月 事業開始（荒川ひまわり・同第2が新体系に移行） 平成23年2月 ワークハウス荒川が新体系に移行 平成23年4月 障がい者日中活動サービス事業運営費補助開始（運営費補助金の体系変更） 移行ではない新規指定事業所（荒川愛恵苑、カフェフレンド）も補助対象となる 第一～第四、パン工房あさがおが新体系移行より補助対象となる（合併して2施設となる）				
必要性	障害者自立支援法の施行に伴い、作業所から施設への移行が必須となる施設もあり、移行による減収や施設維持のための借上げ費補助や運転資金貸付は必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い 【貸付】 申請受理 審査 支払 返済				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額				45,258	21,617	40,838	93,530	
決算額（23年度は見込み）				20,288	21,240	22,381	93,530	
人件費等				847	407	1,308		
減価償却費						436		
【事務分担量】（%）				10	5	15		
合計（+ +）	0	0	0	21,135	21,647	24,125	93,530	
国（特定財源）								
都（特定財源）				9,173	9,035	9,408	46,872	
その他（特定財源）				9,224	9,224	9,224	41,153	
一般財源	0	0	0	2,738	3,388	5,493	5,505	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
補助対象施設数（運営費）				2施設	2施設	3施設	7施設	
補助対象施設数（施設借上げ費）				2施設	2施設	3施設	3施設	
貸付実施施設数				2施設	2施設	2施設	2施設	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	運営費補助		9,036	運営費補助	9,800	運営費補助	44,472
	施設借上補助		2,981	施設借上補助	3,357	施設借上補助	5,504
						補助メニュー	2,400
貸付金	運営費貸付		9,224	運営費貸付	9,224	運営費貸付	41,154

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	新体系移行施設数	2	2	3	6	8	新体系施設に移行した施設数
	新体系施設利用者移行率	18	18	22	71	100	作業所利用者のうち新体系移行施設利用者割合
	その他新体系施設	-	-	-	2	3	作業所からの移行ではない新体系施設

（問題点・課題）	<p>・ 障害者自立支援法の新体系へ移行していない施設について、平成23年度末までに移行完了が必要となる。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	障害者自立支援法の新体系移行後の施設及び新規施設に対して、安定した運営を支援する	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	円滑な移行のため、必要な事業である

議（要旨）	<p>況（要旨）</p>
-------	--------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（相談員・成年後見事業）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好美	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉事業事務費（01-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠法令等	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	【相談員】相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。 【成年後見】判断能力が不十分な人について、区長が後見開始等の申立てを行うことで、後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名 【成年後見】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>【相談員】 区長が選任した相談員に2年間業務を委託する(平成22年4月選任) 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。 研 修：年2回程度、区で行う。</p> <p>【成年後見】 判断能力の不十分な者を保護するため、本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度であり、本人申立てが困難な場合に区長が後見開始の申立てを行う。 法定後見制度.....家庭裁判所が成年後見人等を選任する（程度により3段階に分けられる） 後見（事理弁識能力を欠く状況） 保佐（事理弁識能力が著しく不十分） 補助（事理弁識能力が不十分） 任意後見制度.....本人が契約によって自ら後見人を選任する</p>				
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管 民法改正により成年後見制度開始 平成14年度 成年後見制度実施 平成21年度 成年後見制度事業が福祉推進課から事務移管				
必要性	【相談員】障がい者の持つ要望や悩み等により適切に対応するには、行政だけではなく、障がい者当事者や家族が行う相談が必要である。 【成年後見】身寄りのない知的・精神障がい者が、福祉関係施設との契約等を行う場合には、この制度を利用する他に方法がないため、必須である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【相談員】委託（経費については都の交付金有り） 【成年後見】直営				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		711	713	686	916	1,071	1,071	835
決算額（23年度は見込み）		685	672	686	810	672	658	835
人件費等		3,448	854	598	2,965	2,687	610	
減価償却費							203	
【事務分担量】（%）		40	10	7	35	33	7	
合計（+ +）		4,133	1,526	1,284	3,775	3,359	1,471	835
国（特定財源）								
都（特定財源）		672	672	672	672	672	672	698
その他（特定財源）					138			121
一般財源		3,461	854	612	2,965	2,687	799	16
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	相談件数（身体）	395	404	418	296	396	295	329
	相談件数（知的）	177	313	246	229	298	250	259
	申立件数（知的障がい者）	0	0	0	1	0	0	1
	申立件数（精神障がい者）	0	0	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費	646	相談員活動費	647	相談員活動費	681
	一般需要費	相談員研修用消耗品	26	相談員研修用消耗品	11	相談員研修用消耗品	33
	役務費	手数料等	129	手数料等	0	手数料等	115
	公課費	印紙代	9	印紙代	0	印紙代	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>相談員の個人情報の取扱に関する知識の強化が必要である。 措置から利用者の契約に基づくサービス提供となったことから、非課税世帯においても成年後見事業による支援が必要となったため、後見報酬助成を検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個人情報の取扱に関する研修会を行う	相談員の個人情報の取扱に関する知識が向上することにより、相談者のプライバシーが守られ、情報漏えい等の問題が回避される
区长申立てから後見人報酬助成までの一連の制度の整備を検討する	非課税世帯においても後見人の申立てが可能になる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	岡野 勝哉	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害程度区分認定事務費（01-14-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠	障害者自立支援法第4,15,20,21,24条、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。				
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者。				
内容	<p>[障がい認定の流れ]</p>  <p>介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、認定する際のプロセスが異なる。 障害程度区分.....介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い) [審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回(予定) [審査会委員構成] 医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名</p>				
	経過	平成18年4月 法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始			
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額		29,070	14,719	14,658	16,367	13,724	15,246	
決算額(23年度は見込み)		21,890	8,903	11,213	13,201	11,150	15,246	
人件費等		7,888	14,518	11,858	10,587	9,156		
減価償却費						3,050		
【事務分担量】(%)		150	170	140	130	105		
合計(+ +)	0	29,778	23,421	23,071	23,788	23,356	15,246	
国(特定財源)		4,271	4,871	1,804	3,132	2,378	3,308	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	25,507	18,550	21,267	20,656	20,978	11,938	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	審査会開催回数		37	22	28	35	31	36
	障害程度区分認定件数		250	103	163	290	215	330

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,331	審査会委員・非常勤報酬	8,876	審査会委員・非常勤報酬	11,106
	共済費	社会保険料（非常勤）	931	社会保険料（非常勤）	850	社会保険料（非常勤）	1,014
	報償費	認定審査会委員新任研修	30	認定審査会委員新任研修	0	認定審査会委員新任研修	150
	職員旅費	職員旅費	0	職員旅費	0	職員旅費	96
	特別旅費	調査非常勤旅費	217	調査非常勤旅費	164	調査非常勤旅費	612
	一般需用費	消耗品費	84	消耗品費	92	消耗品費	162
	役務費	意見書作成手数料等	1,608	意見書作成手数料等	1,168	意見書作成手数料等	2,106

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	申請件数	199	346	353	407	453	介護給付及び訓練等給付
	障害程度区分認定件数	175	290	215	330	317	介護給付のみ

（問題点・課題 指標分析）	<p>・障害程度区分の認定期間は3年であるため、平成18年（初年度）、平成21年度、平成24年度と3年周期で認定件数の集中する年度が到来する。また、新規申請数の増加傾向に加え、訓練等給付の更新調査数も今後増加が予想される。</p> <p>・これらの状況に備え、常に迅速、的確な認定調査及び二次判定を行える体制を確保し続けることが課題である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	申請数の増加にも的確な対応ができるよう、同一の認定調査員の雇用を継続する。	認定調査業務に習熟した職員の確保ができ、的確な対応ができる。
	申請数の急増にも対応できるよう、審査会については、継続して3部会により構成する。	申請数の急増に対しても、迅速に適正な審査判定を行える体制の確保ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（議会議要旨）	
---------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	聴覚障害者相談事業費（01-14-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成22年度108件（毎週・火曜日）				
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。</p>				
経過	<p>昭和56年 4月 相談日増 月1回 月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）</p> <p>平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載）</p> <p>平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日 平成21年 4月 手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始</p>				
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	108	108	108	108	336	345	281
	決算額（23年度は見込み）	108	108	108	99	234	306	281
	人件費等	324	205	85	668	774	558	
	減価償却費						581	
	【事務分担当】（%）	11	6	1	15	20	20	
	合計（+ +）	432	313	193	767	1,008	1,445	281
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	432	313	193	767	1,008	1,445	281
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	窓口相談（件数）	34	48	51	49	96	108	100
	専門相談（時間数）					4	18	12

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	手話通訳者謝礼	216	手話通訳者謝礼	225	手話通訳者謝礼	221
	委託料	専門相談	18	専門相談	81	専門相談	60

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	窓口相談（件数）	49	96	108	100	-	23年度は見込み
	専門相談（時間数）	-	4	18	12	-	23年度は見込み
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要旨）質問状	
------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 宮田 直哉	課長名 内線	山形 実 2690
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(23年度)	障害者向け健康体操事業費 (01-14-04)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	体操を通して障がい者の健康作りを促進するために、「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。				
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）				
内容	<p>【概要】 体操名称：荒川ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操である。 体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。</p> <p>【各種講座】 ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 リーダー育成研修 ...体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成 介護事業所向け講座...ヘルパーや介護者向け、介助方法等を学ぶ 体操教室 ...区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的実施 ステップアップ研修...リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ</p> <p>【広報活動】 ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。 解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。</p>				
経過	平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 平成19年12月 アクロスまつりでの公開発表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施 平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、アロマあらかわ：火・金曜） 平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 平成22年 4月 西日暮里6丁目障がい者支援施設及び義肢装具センターを拠点会場に追加 平成22年10月 西日暮里6丁目障がい者支援施設から粋・活サロンに会場を移し、新たに特別養護老人ホームさくら館を拠点会場に追加				
必要性	障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。 障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。 在宅生活において、健康管理は自己管理に委ねられている。 障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。 以上の問題点を体操を通じて解決することにより、障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額			3,000	1,205	1,298	961	982
	決算額（23年度は見込み）			2,677	958	1,034	574	982
	人件費等			854	3,812	4,886	4,534	
	減価償却費						1,511	
	【事務分担量】（%）			10	45	60	52	
	合計（+ +）	0	0	3,531	4,770	5,920	6,619	982
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			2,676	987	1,295	323	492
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	855	3,783	4,625	6,296	490
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	リーダー人数			0	15	40	46	60

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講演会等謝礼	620	講演会等謝礼	511	講演会等謝礼
需用費	消耗品費	80	消耗品費	63	消耗品費	87	
	印刷製本費	242					
委託料	DVD複製等作成委託	92					
役務費							
備品購入費							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	リーダー人数	15	40	46	46	70	平成23年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	職員が主体となっている拠点を、育成を受けたリーダーが主体となって活躍できるように働きかける。 リーダーや参加人数が増えており、新たな拠点（特に尾久、日暮里地域）づくりが必要である。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区） 同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
幅広い層に参加してもらうために、ばん座位体操のPRが必要	ふれあい粋・活サロンの交流会や各会場に参加し、ばん座位体操のピーアールすることで、ばん座位体操の参加を促すことができる
リーダーのばん座位体操以外のレクリエーションの種類や技術を向上させる	ばん座位体操の時間をより楽しく過ごすことで、区民同士の交流の輪を広げ、更に定着率を高めることが出る
障がい者の家族に、家族講座や各拠点会場に参加してもらい、ばん座位体操の介助方法を伝える	障がい者にとって身近にいる方に、ばん座位体操の適切な介助方法を知ってもらうことで、障がい者の健康維持が期待できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム及び緊急一時保護寮運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大河内 裕衣	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（01-15-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠	知的障害者福祉法（障害者自立支援法）
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）……企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業……在宅の障がい者（児）を介護している人が、緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：居宅受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	【グループホーム】 知的障がい者で現に就労している人に対して共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 定員：4人 利用期間：原則3年 自立支援法に基づく利用者負担：月0円（22年6月現在） 使用料（家賃相当）：月0円～13,500円、食費：朝350円・昼400円・夕550円、共益費：月3,000円 【緊急一時保護事業】 在宅の障がい者（児）の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。利用には事前登録が必要。（学校・町会・連合会行事については利用可、グループ内活動は不可） 定員：2人 利用期間：1回7日以内（年間の利用限度なし） レスパイトは、年2回（1回につき3日以内） 使用料：1日700円 食費：朝350円・昼400円・夕550円 【体験入所事業】 定員に空きがある期間を活用し住居や職員に慣れるために入所する。定員：1人、利用期間：6泊7日 【施設概要】ピアホーム西日暮里（荒川区西日暮里2-2-6） 主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室 敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階（1・2階部分）				
経過	平成6年 生活事業開始（入居は5月より） 緊急一時保護事業開始（入居は8月より） 平成8年 体験入所事業開始（入居は7月より） 平成12年 レスパイト利用開始（緊急一時保護事業内に追加） 平成15年 荒川区立障害者GH条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業 平成18年 障害者自立支援法の共同生活援助へ移行（指定管理者制度に移行、利用料の徴収） 平成21年 常勤職員2名 3名（GH・緊急一時保護寮利用率増及び更なる利用者受入に対応するため）				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は自立支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：東京都知的障害者育成会（平成21年度指定管理者更新H21.4～H26.3） 職員数：常勤職員 3人（住み込み1人、通勤2人）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	13,977	14,736	14,835	16,743	25,031	24,020	23,606	
決算額（23年度は見込み）	13,730	14,736	14,835	16,741	22,530	23,904	23,606	
人件費等	1,724	1,281	1,708	2,541	814	261		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	20	15	20	30	10	30		
合計（+ +）	15,454	16,017	16,543	19,282	23,344	25,037	23,606	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	3,605	4,088	4,947	3,494	2,569	3,598	3,469	
一般財源	11,849	11,929	11,596	15,788	20,775	21,439	20,137	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	グループホーム利用者数	4	4	4	3	3	4	3
	〃利用率	76.5%	79.6%	41.7%	62.5%	60.4%	76.6%	62.5%
	緊急一時利用者数	386	389	515	590	363	482	454
	〃利用率	52.9%	53.1%	70.5%	80.8%	49.7%	66.0%	70.0%

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	人件費	19,693	人件費	19,709	人件費	20,671
		管理費	1,819	管理費	3,232	管理費	2,441
		事業費	28	事業費	28	事業費	29
		法人事務費	466	法人事務費	466	法人事務費	465
		建物設備法定点検	84				
		事業者繰入金	440	事業者繰入金	469		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	グループホーム利用率	62.5%	60.4%	76.6%	62.5%	80.0%	利用人月 / 定数 × 12月
	緊急一時保護利用率	80.8%	49.7%	66.0%	70.0%	80.0%	利用日数 / 定数 × 365日
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・平成24年4月に障がい者地域生活支援施設が町屋6丁目に新設されるに伴い、本ホームの存在意義を見直す必要がある。
	（実施区 未実施区） （区型グループホームの実施）江戸川、港、中央、北、目黒、品川、江東、足立 （緊急一時保護事業）実施区 22区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成24年4月に障がい者地域生活支援施設が新設されることを鑑み、本ホームの存在意義を見直す。	より効率的かつ有効な区民サービスの提供を行う。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	グループホーム・緊急一時保護ともに、要望のある利用者を受け入れていく

議会議決要旨	11年一定	「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」
	11年三定	「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」
	12年一定	「レスパイトの回数の増について」
	13年一定	「空き状況の照会について」

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	森泉 勝也	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	尾久生活実習所運営費（01-15-02） 尾久生活実習所整備費（01-15-08）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	知的障害者福祉法、荒川区立知的障害者援護施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 知的障害者通所更生施設事業：知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき、知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、知的障がい者の福祉の増進を図る。 2 法外事業（荒川区身体障害者生活実習事業を含む。）：障がいの重い心身障がい者に対して、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために通所により必要な訓練を行い、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	・法内 荒川区内に住所を有する18歳以上の知的障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた者 51人（本場36人・分場15人） 23年4月現在 ・法外 荒川区内に住所を有する15歳以上の者で、障がいの程度が重い身体障がい者 3人 23年4月現在				
内容	面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡ 主要設備：本場＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室） 利用者の構成：重複障がい127人、知的のみ24人、身障のみ3人 障害程度区分6:25人、区分5:14人、区分4:14人、区分3:1人 20歳台以下23人、30歳台22人、40歳台8人、60歳台1人（H23.4.1現在） 利用者負担：自立支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、22～23年度も継続。非課税世帯は減免あり。 食費は半額に減額（課税650円 325円、非課税230円 115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。				
経過	昭和59年：生活実習所「あらかわ希望の家」設立。（運営主体は、荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として） 平成3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始 平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。 平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行 平成16年7月：多目的ホール貸し出し有料化 平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降） 平成19年：定員変更 本場39名 分場19名 平成21年4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。				
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会（18年4月～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	164,311	170,381	201,502	204,158	223,435	232,431	236,778	
決算額（23年度は見込み）	156,298	168,854	200,014	203,397	219,264	228,014	223,244	
人件費等	2,586	2,562	3,416	2,795	1,629	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	30	30	40	33	20	30		
合計（+ +）	158,884	171,416	203,430	206,192	220,893	231,502	223,244	
国（特定財源）								
都（特定財源）			2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	
その他（特定財源）	86,754	65,768	77,670	82,869	110,230	100,992	103,464	
一般財源	72,130	105,648	123,510	121,073	108,413	128,260	117,530	
実績推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	施設定数	51	51	58	58	58	58	58
	通所者数（年度末）	46	45	50	52	53	52	54
	利用率（通所者数/定数）	90.2%	88.2%	86.2%	89.7%	91.4%	89.7%	93.1%

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	人件費	153,429	155,439	人件費	165,364		
	管理費	37,443	38,197	管理費	39,035		
	事業費	10,402	9,739	事業費	11,229		
	積立金及び本部繰入金	10,391	10,470	積立金及び本部繰入金			
	使用料・賃借料	7,567	7,567	通所バスリース料	7,584		
	工事費		6,570	給湯給水管改修	13,534		
	公課費	32	32	自動車重量税	32		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用者定員	58	58	58	58	58	-
	利用者数	50	53	52	54	58	-
	利用率	86.2%	91.4%	89.7%	93.1%	100%	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> 施設開設（H7.4）後、15年を経過し、近年、水回りや空調等の設備の老朽化が顕著である。22年度に受水槽及び消火水槽の改修を実施。23年度に全館給湯給水管の改修を予定。 利用者は障がい程度に応じたグループ分けがなされているが、その中でも個人の状態に合わせた個別プログラムの充実が必要。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>（生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区） 港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	修繕計画の作成・実施	利用者に対する安定的なサービス提供
	個人に合わせたプログラムを行う。	訓練効果が期待できる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む

(状況)	<p>議(要)質問状</p>
------	----------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費（01-15-03） 荒川生活実習所・荒川福祉作業所整備費（01-15-04）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 48 年度	根拠	知的障害者福祉法第5条		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区知的障害者援護施設条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生活健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者の日中活動の場として、創作・作業・レクリエーション活動等を通じ、地域での自立生活を支援する。 【荒川福祉作業所】継続した就労支援活動を行うと共に一般就労が困難な心身障がい者に、作業と設備を提供し、作業活動及び生活能力向上等の支援を通じ、地域での自立生活を援助する。				
対象者等	【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であって、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた方 【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であって、作業能力を有するか又は期待できる方 原則、単独通所が可能な方で施設受給者証の交付を受けた方				
内容	<p>【施設概要】</p> <p>所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡</p> <p>主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他</p> <p>【荒川生活実習所】</p> <p>事業内容：生活介護（定員40名）... 生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で3クラス（職員は各クラス3～4名体制）</p> <p>利用者負担：原則10%（定率負担）、ただし、18年度から定率負担は3%、食費は半額に減額。 平成22年度から低所得者層の利用者負担額が免除となる。</p> <p>【荒川福祉作業所】</p> <p>事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）... 作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。</p> <p>利用者負担：荒川生活実習所と同様</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設</p> <p>昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される。</p> <p>平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する。（給食の実施）</p> <p>平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託する。 （指定管理者制度に移行のための激変緩和）</p> <p>平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う。</p> <p>平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行 荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名 40名） 荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設（定員拡大：48名 55名）</p> <p>平成22年4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる）</p>				
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	7,050	69,305	183,843	193,227	199,354	189,404	201,997	
決算額（23年度は見込み）	6,278	56,878	170,470	182,241	184,516	182,194	201,997	
人件費等	146,523	58,072	1,708	1,694	1,629	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	1,900	680	20	20	20	30		
合計（+ +）	152,801	114,950	172,178	183,935	186,145	185,682	201,997	
国（特定財源）	106,410							
都（特定財源）			2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	
その他（特定財源）		103,396	108,275	114,611	141,558	137,875	158,634	
一般財源	46,391	11,554	61,653	67,074	42,337	45,557	41,113	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	荒川生活実習所利用者在籍数	25名	26名	26名	25名	27名	31名	32名
	荒川福祉作業所利用者在籍数	44名	48名	48名	47名	47名	47名	46名

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			AED消耗品	73	AED消耗品	7
	委託料	人件費	128,473	人件費	129,802	人件費	144,102
		運営費	39,012	運営費	39,488	運営費	47,688
		実習所事業費	2,167	実習所事業費	1,864	実習所事業費	2,377
		作業所事業費	2,418	作業所事業費	2,142	作業所事業費	2,571
	賃借料			不動産賃借料	3,029	不動産賃借料	3,242
	工事請負費	工事請負費	11,809	工事請負費	5,796	工事請負費	1,364
	負担金補助	都営住宅耐震診断	637	都営住宅耐震診断	0	都営住宅耐震診断	646

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	荒川生活実習所利用者出席率（％）	89.0	87.7	88.0	90.0	93.0	21年度から定員拡大
	荒川福祉作業所利用者出席率（％）	88.0	87.2	87.2	90.0	93.0	21年度から定員拡大
	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）	5,999	6,576	8,892	7,000	9,000	受注開拓に努める

問題点・課題	荒川生活実習所 利用者の年齢差や状態の差（例：ペースト状の食形態の人等）に合うプログラムに工夫が必要である。
	荒川福祉作業所 高齢の利用者が増え、作業や行事への参加に配慮が必要となっている。（60歳以上7人うち最高69歳2人） 景気の変動により委託作業が減り、これまでのような工賃収入を上げることができない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個々の様態に合わせた、きめ細かいプログラムを設定する	利用者個々の生活の質の向上が図れる
高齢の利用者に対し、生活全般の支援を視野に支援を考える	利用者が安心して地域での生活を維持できる
区内作業所と連携し受注の分配体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る	仕事に対する意欲の増大、ひいては就労に向けた動機づけが可能になるなど、利用者の自立支援に大きな効果が得られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む

議会議事録 （要旨） 状況	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																														
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682																														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者福祉会館運営費（01-15-05）																																		
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業																															
開始年度	昭和 平成	9年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例																															
終期設定	有 無	年度	法令等																																
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画																														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																	
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																																	
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る																																		
対象者等	障がい者及び区民全般																																		
内容	<p>【貸館業務】会議室等（多目的ホール、会議室）の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用料（円）</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール（全）</td> <td>5,200</td> <td>5,200</td> <td>6,100</td> <td>16,500</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール1</td> <td>3,400</td> <td>3,400</td> <td>3,900</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール2</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>第1.2会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>第3会議室（和室）</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,100</td> <td>3,100</td> </tr> </table> <p>【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室・リズム体操教室 【情報提供事業】インターネットスポットの開設、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示・啓発 【ふれあい交流事業】俳句・スポーツ交流会、ステージ発表会 【各種事業】アクロスまつり、障害者週間関連事業 【施設概要】荒川区荒川2-57-8 主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 開館時間：9：00～22：00 構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 敷地面積：771.64㎡ 延床面積：1,482.08㎡ 休館日：毎月第3火曜・年未年始（12/29～1/3） 【障害者福祉推進団体】75団体（平成23年6月1日現在）</p>					使用料（円）	午前	午後	夜間	全日	多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500	多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700	多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800	第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100	第3会議室（和室）	1,000	1,000	1,100	3,100
使用料（円）	午前	午後	夜間	全日																															
多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500																															
多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700																															
多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800																															
第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100																															
第3会議室（和室）	1,000	1,000	1,100	3,100																															
経過	平成 9年 8月 開設 平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年 1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大） 平成14年 6月 施行規則改正（荒川区公共施設予約システム稼働に伴う改正） 平成14年 8月 インターネットスポット開設 平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置 平成18年 4月 指定管理者制度に移行 平成21年 4月 指定管理者更新（平成21年4月1日～平成26年3月31日） 平成21年 4月 障がい者情報バリアフリー化推進事業を統合																																		
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。																																		
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員 2人 非常勤職員 3人																																		

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	41,958	40,596	39,291	41,896	51,420	45,477	42,147	
決算額（23年度は見込み）	37,998	39,371	39,286	40,492	50,370	45,286	42,147	
人件費等	1,724	1,281	854	847	814	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担当】（%）	20	15	10	10	10	20		
合計（+ +）	39,722	40,652	40,140	41,339	51,184	47,611	42,147	
国（特定財源）								
都（特定財源）	705	812	749	930	929	934	986	
その他（特定財源）	1,018	957	990	555	923	907	1,298	
一般財源	37,999	38,883	38,401	39,854	49,332	45,770	39,863	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
会議室等利用件数	3,546	3,474	3,398	3,429	3,360	3,240	3,368	
会議室等利用者総数	49,732	52,073	49,628	45,353	44,535	47,194	48,965	
会議室等利用率	68.1%	66.7%	65.1%	65.9%	64.6%	63.2%	65.0%	
施設利用者総数	72,910	71,823	66,772	60,417	50,807	54,628	56,708	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	需用費	AED消耗品	5	5	消耗品（AED等）	44	44	消耗品（AED等）
委託料	人件費	19,025	19,025	エレベーター修繕	3,354	3,354	人件費	22,121
	管理費	16,120	16,120	人件費	20,538	20,538	管理費	18,053
	事業費	1,594	1,594	管理費	17,593	17,593	事業費	1,973
	本部繰入金	57	57	事業費	1,719	1,719		
	積立金	1,840	1,840	本部繰入金	44	44		
	積立金	1,840	1,840	積立金	1,994	1,994		
工事請負費	屋上防水等改修	11,729	11,729					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	多目的ホール・会議室利用率	65.6%	64.6%	63.2%	56.5%	70.0%	利用件数/貸出可能コマ数 23年度は6月1日現在
	障害者福祉推進団体登録数	77団体	77団体	76団体	75団体	75団体	登録障害者団体の数 23年度は6月1日現在

（問題点・課題 指標分析）	・稼働率が低い貸室の利用方法の見直しが必要である。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 中央、港、新宿、文京、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、千代田、目黒、北、品川、足立

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
稼働率が低い貸室について、会館主催の講座やイベントなどで積極的に活用し、利用者に貸室の利用を促す。	利用者が特定の貸室に集中することなく、効率的に当会館を利用することができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（会議要旨質問状）	11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」 11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」 14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」
-----------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター 運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	精神障害者地域生活支援センター運営費 （01-15-06）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区精神障害者地域生活	
終期設定	有 無	年度	法令等	支援センター設置条例規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動・デイケア、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	日常生活支援 相談活動 「憩いの場」の提供 地域交流活動 開館日・時間	夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー・デイケア 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談 夜間や休日も利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）			
経過	平成11年 5月 平成12年 平成13年 平成13年 平成14年 平成15年 1月 平成17年 4月 平成18年4月 平成18年10月 平成20年4月	精神保健福祉法改正に伴い精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設化 保健所に検討会を設け、先行施設の調査開始し、事業内容、必要施設案を策定 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で 社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定 条例・規則・運営要綱制定 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設 開館時間の午前9時～午後9時を午前9時～午後7時に変更 精神保健福祉ボランティア講座の受託開始 デイケア事業の一部を受託 自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター 型」へ移行 福祉サービス事業開始			
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	27,226	30,212	30,358	31,303	32,751	33,161	35,489	
決算額（23年度は見込み）	27,103	30,097	30,236	31,294	32,744	33,153	35,489	
人件費等	3,189	6,832	2,135	2,118	2,443	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）	37	80	25	25	30	30		
合計（+ +）	30,292	36,929	32,371	33,412	35,187	36,641	35,489	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,690	10,731	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	
その他（特定財源）								
一般財源	8,602	26,198	30,749	31,790	33,565	35,019	33,867	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	1日平均来館者数	25	27	26	29	31	29	31
	1回平均支援プログラムのべ参加者数	6	6	6	6	6	5	4
	1日平均相談件数（面接・電話計）	33	40	43	40	43	41	35
	新規登録者数	134	130	156	260	140	141	160

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	水道代	117	水道代	115	水道代	123
	委託料	年間委託運営費	31,735	年間委託運営費	33,038	年間委託運営費	35,366
	工事請負費	非常階段さび止め	892				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	来館者数	10,126	10,848	10,129	11,000	-	23年度は見込
	支援プログラム参加者数	2,238	2,134	2,124	2,200	-	23年度は見込
	相談件数	13,751	15,074	14,135	14,500	-	23年度は見込

（問題点・課題） （指標分析）	<p>来館者数・相談件数ともに増加傾向にあり、利用者の障がいも多岐にわたるようになってきたため、より専門性の高い相談支援や、訪問による個別支援計画作成等のサービスが提供できる体制を整備する必要がある。</p> <p>アゼリア（東尾久5丁目）は地域的に偏在しているため、南千住・日暮里地区の対象者が利用しにくい。そのため、精神障がい者の福祉サービスの利用を支援するための新たな機能をもつ施設を検討する。</p> <p>日常生活支援の社会復帰プログラムとして行ってきたデイケアから、利用者の能力にあわせて誰でも登録できるグループ活動として整備が必要である。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
精神障がい者が、治療中断中の場合に安定した地域生活を送ることができるよう、精神障がい者の相談支援センターであるアゼリアの職員体制を整備する。	精神障がい者の地域定着支援を促進する。
南千住か日暮里地域に地域活動支援センターの設置を検討する。	精神障がい者が、その地域で居場所として、また休日などにも日常生活上の相談ができる場所として活用できる。
デイケアから、登録制の社会復帰プログラムの見直しを検討する。	在宅で生活する精神障がい者の活動・居場所として活用できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	精神障がい者の相談支援体制の充実を図る

議会議況 （要旨） （質問状）	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者施設整備事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障がい者施設整備事業費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠		
終期設定	有 無	24 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	社会福祉法人 すかい				
内容	<p>1 用地概要 所在・地番 荒川区町屋六丁目1690番2 用地面積 743.86㎡ 建ぺい率 80% 容積率 300% 建設可能面積 2,231.58㎡</p> <p>2 施設概要 日中活動場所 地域活動支援センター・日中一時支援 生活場所 ケアホーム その他 相談支援・短期入所・移動支援（車両移送型）・施設入浴</p> <p>3 事業者決定 外部委員を含めた事業者選定委員会において公募事業者を選定した結果、社会福祉法人すかいを事業者とすることに決定した。</p> <p>4 開設予定 平成24年4月開設予定</p>				
経過	平成20年度 用地取得 平成21年度 事業者公募・選定・決定、協定締結 平成22年度 施設設計、計画通知、各種調整、建設工事 平成23～24年度 建設工事・開設				
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額					332,113	5,508	26,797	510,351
決算額（23年度は見込み）					291,000	2,278	26,611	510,351
人件費等					3,388	7,737	8,633	
減価償却費							2,876	
【事務分担量】（%）					40	95	99	
合計（+ +）		0	0	0	294,388	10,015	38,120	510,351
国（特定財源）								
都（特定財源）							6,809	
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	294,388	10,015	31,311	510,351
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	評価委員謝礼	823	検討委員謝礼	121	検討委員謝礼	162
	旅費	視察旅費	904	旅費	20	旅費	
	需用費	委員会食糧費	10	食糧費	3	食糧費	4
	委託料	土壌調査委託費	473				
	負担金補助			建設費補助	26,467	建設費補助	502,877
	使用料及び賃借料	観光バス借上げ	68			開設準備補助	7,308

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	開設に向けた円滑な整備、事業進捗状況の把握。 地域との交流や協力体制等の促進。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 最近の他区の施設整備状況 台東区：障害者支援施設 浅草ほうらい（平成22年6月開設・法人立） 千代田区：千代田区立障害者福祉センターえみふる（平成22年1月開設・指定管理）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	・入所施設と区からの受託事業について、円滑な運営のために事業者へ助言と指導を行っていく。	施設の円滑な運営
	・地域の方々との交流方法や、協力体制を確立する。	地域・事業者・区との連携による施設運営

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らせるための施設整備に取り組む

況議（要質問状）	21年決特 「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	精神保健福祉事業費（01-17-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	41 年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法、障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。				
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。				
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 (1) 普及啓発：講演会年2回、ひきこもり家族教室（年8回）精神保健福祉ボランティア講座（委託）、依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及 (2) 相 談：こころの健康相談（年48回）、思春期・ひきこもり心理相談（年24回）統合失調症家族教室、保健師による訪問指導、来所相談、電話相談（随時）</p> <p>2 医療及び保護 (1) 医療費助成：自立支援医療、小児精神障がい者入院医療費助成 (2) 保 護：警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送</p> <p>3 社会復帰と自立と社会参加の促進 デイケア（委託）、社会適応訓練、精神障害者保健福祉手帳交付、精神障がい者小規模通所授産施設等支援（区内5ヶ所）、精神障がい者グループホーム支援（区内3ヶ所）</p> <p>4 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援、精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p>				
経過	平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管 平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れ				
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予 算・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	2,993	2,622	2,818	2,559	2,526	2,726	2,461	
決算額（23年度は見込み）	2,751	2,131	1,956	2,217	2,155	2,373	2,461	
人件費等	4,396	3,843	9,821	8,894	9,773	10,028		
減価償却費						3,341		
【事務分担量】（%）	51	45	115	105	120	115		
合計（+ +）	7,147	5,974	11,777	11,111	11,928	15,742	2,461	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）			46	214	205	250	242	
その他（特定財源）								
一般財源	7,147	5,974	11,731	10,897	11,723	15,492	2,219	
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	区長同意・解除（人）	34	45	40	59	71	98	100
	警察官24条通報（件）	40	31	30	32	39	37	40
	相談者数（精神科医・臨床心理士）	263	135	131	124	143	164	180
	ホームヘルプ講座参加者実人数	-	20	24	31	61	98	100

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	精神科医師	1,593	精神科医師・臨床心理士	1,819	精神科医師・臨床心理士	1,820
	報償費	講演会講師謝礼	362	講演会講師謝礼	354	講演会講師謝礼	377
	一般需用	用品請求・印刷物購入	51	消耗品・印刷物購入	50	消耗品・印刷物購入	105
	役務費	保険料	8	保険料	9	食糧費	3
	使用料	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	21	保険料	9
	負担金補	家族会補助	120	家族会補助	120	スポーツ交流・講演会会場	27
						家族会補助	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	精神科医師・臨床心理士相談者延べ数	124	143	164	170	180	23年度は見込み
	保健師による相談者延べ数	4,974	6,522	7,281	7,300	8,000	23年度は見込み
	家族教室参加者延べ数	79	104	106	110	130	23年度は見込み

（問題点・課題）	<p>1 精神保健福祉法第24条警察官通報による措置入院や、区長同意等の医療保護入院による精神障がい者の動向を把握し、病院訪問、家庭訪問等により具体的に支援することにより、社会的長期入院と入院の繰り返しを予防する。</p> <p>2 精神障がい者は、家族や周囲の方との人間関係の影響を受けやすくストレスに対して脆弱であり、病状の変化を起こしやすい。そのため、病気の理解や接し方等の学習の場としての家族教室が重要である。</p> <p>3 ひきこもり家族教室は、ひきこもり本人が思春期から概ね35歳の年齢層を対象に早期に対応し、ひきこもりの長期化を防止する。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向把握と支援を実施する。	退院後、安定した地域生活が営める。
家族教室の充実、家族会への支援を強化する。	家族と当事者との安定した関係が築かれ、再発防止につながる。
ひきこもり本人への対応を検討する	社会参加を促す

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	精神障がい者の安定した地域生活継続のために必要な事業である。ひきこもり対策の充実を図る。

議会議案 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 与儀 恵子	課長名 内線	山形 実 2378
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	精神保健福祉連絡協議会 （01-17-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠 法令等	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神ネットワーク会議を定期的に関く。				
対象者等	1 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店会町会連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署が参加する。 2 精神ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。				
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 （1）精神保健福祉活動の推進に関すること （2）関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること （3）精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること （4）自助グループ、協力団体等の育成に関すること （5）その他、協議会会長が必要と認める事項 2 平成22年度協議会のテーマ「日本における自殺の現状及び荒川区における自殺予防事業について」 3 精神ネットワーク会議は、ケース検討等を通じた関係機関の学習・交流・連携の場と位置づける				
経過	平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等） また、薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付ける。また、委員謝礼を廃止した。				
必要性	精神保健福祉に関する幅広い情報提供を相互に行うことで、「顔の見えるネットワーク」を構築し、複雑困難事例の処遇や普及啓発活動等を行うことができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 連協の委員任期 平成20年4月～平成23年3月 年間1回の実施 2 ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関の実務担当者の参加を呼びかけている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		160	173	180	173	173	173	186
決算額（23年度は見込み）		103	123	161	130	94	138	186
人件費等		2,413	2,562	5,124	5,929	6,922	3,104	
減価償却費							1,113	
【事務分担量】（%）		28	30	60	70	85	39	
合計（+ +）		2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	4,355	186
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	4,355	186
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	連絡協議会開催(回)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)	4	4	4	4	4	4	4
	ネット会議参加者数(人)	75	110	114	135	133	130	150
	参加団体数	24	21	20	32	32	42	45

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員・講師謝礼	93	外部委員・講師謝礼	138	外部委員・講師謝礼	173
	特別旅費		1			食糧費	2
						会議室使用料	11

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	ネット会議参加者数（人）	135	133	130	140	150	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>相談事例はアルコール依存とうつ病、知的障がいと統合失調症を併せ持つケース、DV・家庭内暴力や思春期問題等が複雑に絡み合っている。また、精神障がい者諸施設の通所者や入所者も障がい単一ではないため、医療機関、社会復帰施設、就労支援団体、司法関係、介護関係などとの連携が求められている。そこで、区がコーディネーターとなって連携を強めていく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
さまざまな問題に対応するネットワーク構成機関メンバーによる報告や問題や課題を提起する	精神保健福祉に係る機関の担当者間の情報交換を行うことで連携を強化し、複雑困難事例に対する対応能力を高めることができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	多様化する事例に対応するため、関係機関のネットワークを充実させる

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	薬物・酒害対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	鈴木 好明	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	薬物・酒害対策事業費（01-17-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画、精神保健福祉法	
終期設定	有 無	年度	法令等	計画区分	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。				
対象者等	相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生保護施設等や小中学校との連携				
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各2名） 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 年間1回/薬物乱用予防教育（年間8校）				
経過	平成8年4月	酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施 酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。			
	平成11年度	東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。			
	平成13年2月	区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。			
	平成14年度	薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。			
	平成15年度	薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。			
	平成17年度	薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。			
	平成18年度	薬物乱用予防教育は健康推進課に移管。			
	平成20年度	予防教育を障害者福祉課に戻す。東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。			
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。				

予 算	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予 算・決 算 額 等 の 推 移	予算額	839	839	789	1,174	1,174	1,204	1,208
	決算額（23年度は見込み）	765	835	775	1,024	1,081	1,093	1,208
	人件費等	4,310	4,270	854	847	1,629	3,104	
	減価償却費						1,138	
	【事務分担量】（%）	50	50	10	10	20	39	
	合計（+ +）	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	5,335	1,208
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	5,335	1,208
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	相談者延数（医師等専門相談）	60	61	50	40	47	55	5
	薬物酒害相談開催（回数）	24	24	24	24	23	23	4
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	13	8	8	8	10	6	0

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般賃金	医師雇上・民間相談員	946	医師雇上・民間相談員	961	医師雇上・民間相談員
報償費	講演会講師謝礼他	116	講演会講師謝礼他	106	講演会講師謝礼他	166	
一般需用費	図書・その他	19	図書・その他	26	図書・その他	32	
					講演会場使用料	6	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	医師等専門相談者延べ人数	40	47	59	65	70	23年度は見込み
	保健師による相談者延べ数	561	671	957	1,000	1,100	23年度は見込み
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	薬物・酒害にとどまらず、ギャンブル・カード依存など様々な依存症に対する講演会等のニーズに応える。
	（実施 15 区 未実施 7 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
薬物乱用予防教育の計画的実施、養護教諭との連携	より多くの児童生徒に薬物乱用防止教育を実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	自殺予防対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	与儀 恵子	内線	2378
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	自殺予防事業費（01-17-04）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠法令等	精神保健福祉法 地域保健法 自殺対策基本法		
終期設定	有 無		年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	自殺予防対策として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、自殺を予防するための全庁的な取り組みとする。また、自殺未遂者に対する支援する仕組みを構築するため、調査研究を行う。					
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員					
内容	<p>1. 普及啓発活動 荒川版パンフレット・パネル・カードの作成 ホームページにメンタルヘルスサイトを設置 区民及び関係者向け講演会の開催 関係各課が実施するイベント等で普及啓発活動を実施</p> <p>2. 研修・人材育成 ゲートキーパー(命の門番)研修(年3回) 多分野合同研修・ゲートキーパーフォローアップ研修(年2回)</p> <p>3. 関係機関との連携 実務担当者連絡会(年4回) 自殺予防手引きの活用・イベント等の普及啓発活動・事例検討など 医療連携 自殺未遂者に対して、再企図の予防を目的に、日本医大救命救急センター及び精神科と連携し、自殺予防について専門機関に委託し、自殺未遂者調査研究事業を実施する。</p> <p>4. 相談・支援について 各相談窓口で健康問題・うつ状態・経済問題・失業などにより、自殺の恐れがある場合、適切な相談機関に繋げる。</p>					
経過	平成18年10月	自殺対策基本法成立				
	平成20年度	うつ病家族教室(年2回)				
	平成21年度	管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催				
	平成22年度	全管理職・区議会議員職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 自殺予防実務担当者連絡会を定期的実施				
必要性	尊い命を命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					
	自殺未遂調査研究事業は専門機関に委託する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額			216	183	208	2,062	6,542	
決算額(23年度は見込み)			167	46	80	1,038	6,542	
人件費等			427	424	407	10,464		
減価償却費						3,486		
【事務分担量】(%)			5	5	5	120		
合計(+ +)	0	0	594	470	487	14,988	6,542	
国(特定財源)								
都(特定財源)			84	34	0	913	6,540	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	510	436	487	14,075	2	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	うつ病セミナー参加者数	-	-	-	-	80	0	100
	ゲートキーパー研修会参加数	-	-	-	-	-	153	300
	多分野合同研修参加者数	-	-	-	-	-	-	100
	自殺対策講演会参加者数	-	-	-	-	69	156	200

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	80	講師謝礼	46	講師謝礼	702
	需用費			印刷製本・消耗品	841	印刷製本・消耗品	1,588
	役務費					郵送料	50
	委託料			ストレスチェックシステム	0	未遂者調査研究等委託	3,708
	賃借料			会場使用料	26	会場使用料	194
	備品購入費			キャビネット	125		
	負担金補助					調査研究費	300

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	ゲートキーパー研修会参加者数	-	-	153	300	500	-
	自殺対策講演会	-	69	156	200	200	-
	多分野合同研修	-	-	-	100	100	ゲートキーパー研修受講済者と関係機関職員が対象

（問題点・課題）	<p>1 自殺予防対策は全庁的な取り組みが必要であり、職員課と連携し、職員全員にゲートキーパー研修の受講を働きかける。</p> <p>2 より多くの区民に自殺予防の普及啓発を行うためには、他課及び他団体が実施するイベントに共同開催を働きかける。</p> <p>3 自殺未遂者は再企図する恐れがあるため、関係機関との連携した支援が重要である。</p> <p>4 自殺既遂に至った事例に対応した職員のメンタルケアも必要である。</p>
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自殺予防実務担当者連絡会及び他課等が実施する関係機関連絡会に情報提供を行う。	全庁的な取り組みとすることにより、自殺のサインに気づき、関係機関に繋げ、支援することにより、自殺者数の減少が期待できる。
自殺予防について、医療機関・警察署・消防署・地域団体との関係機関連絡会を開催する。	自殺予防をテーマに多分野との連携を図ることで、自殺予防と未遂者の再企図防止のネットワークによる支援が可能になる。
自殺未遂者研究調査事業の報告書を基に、関係機関と連携して未遂者の支援に取り組む。	自殺未遂者への支援の方策はまだ確立されていないため、専門機関と共同で支援することにより、より効果的な支援のあり方を研究することができる。
区民版ゲートキーパーとして、民生委員・ボランティア団体などを対象に研修会を実施する。	地域住民の相互支援により、自殺予防の普及啓発としても期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る

状況（要）	<p>21年一定 「自死遺族のネットワーク作り及び自殺予防対策の23区での協力体制について」</p> <p>22年予定 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」</p> <p>22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」</p>
-------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 小林 圭	課長名 内線	山形 実 2683
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	就労支援センター運営費 （01-18-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠 法令等	障害者就労支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度		計画区分	計画 非計画
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準				
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）				
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H22年度（3月末現在） 登録者数 289人（身体 50人、知的 178人、精神 61人） 新規就労実績 43人（身体 7人、知的 26人、精神 10人） 継続就労者数 153人（身体 26人、知的 104人、精神 23人）				
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） H19年度 都補助金が財調参入 H23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置				
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤3名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置 名称「荒川区障害者就労支援センター」、愛称「じょぶあらかわ」				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	16,597	16,821	17,481	19,053	20,402	19,852	19,757	
決算額（23年度は見込み）	16,597	16,821	17,481	19,052	20,402	19,851	19,757	
人件費等	431	1,708	854	847	1,181	1,291		
減価償却費						726		
【事務分担量】（%）	5	20	10	10	25	25		
合計（+ +）	17,028	18,529	18,335	19,899	21,583	21,868	19,757	
国（特定財源）								
都（特定財源）	8,298	7,798					1,929	
その他（特定財源）								
一般財源	8,730	10,731	18,335	19,899	21,583	21,868	17,828	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	登録者数	128	150	184	231	257	289	295
	新規就職者数	33	34	29	27	19	43	43

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	事業費・事務費・管理費	20,402	事業費・事務費・管理費	19,851	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	登録者数	231	257	289	295	300	
	新規就職者数	27	19	43	43	45	
	就労継続者数	115	124	153	155	160	

問題点・課題	<p>現在の「じょぶあらかわ」登録者の中には、比較的長期間登録しているものの、就労に向けた活動を行っていない者もあり、就労への意識付けが必要である。</p> <p>特別支援学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場への定着の支援が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	障がい者が多様な働き方をできるように、障がい者が働ける職場を開拓する	障がい者が個別の状況に応じた働き方を選択できる
	特別支援学校卒業後における障がい者の状況等を把握するため、特別支援学校とじょぶ・あらかわの連携を強化する	就職後における職場定着支援により、継続した就労ができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む

議（要質問状）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
---------	----------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者雇用支援事業費（01-18-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。				
対象者等	障がい者を雇用している法人等 就労を希望する障がい者 区内の特例子会社				
内容	<p>障がい者就労促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労訓練 清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、事務補助訓練を実施する ・ジョブコーチ派遣 区が認めた障がい者を雇用する企業に、最長3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する <p>障がい者雇用支援補助</p> <p>他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 店舗・工場用の賃貸等の経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等 ・補助率 1/2 ・補助金上限額 障がい者雇用（新規）一人あたり ... 年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり ... 年額100,000円 <p>特例子会社支援</p> <p>クリナップハートフル(株)に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。</p>				
経過	<p>平成18年7月 障がい者雇用支援事業開始</p> <p>平成21年3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設</p> <p>平成22年4月 障がい者就労促進事業開始</p> <p>平成23年7月 事務補助訓練開始</p>				
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入の確保するために必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【補助金交付・特例子会社支援】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額		3,299	9,430	201,889	2,804	15,841	13,563	
決算額（23年度は見込み）		156	8,370	182,804	2,254	10,004	13,563	
人件費等		854	2,562	4,235	4,032	3,471		
減価償却費						1,453		
【事務分担量】（%）		10	30	50	60	50		
合計（ + + ）	0	1,010	10,932	187,039	6,286	14,928	13,563	
国（特定財源）								
都（特定財源）			972	44,130	1,402	5,194	6,714	
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,010	9,960	142,909	4,884	9,734	6,849	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	手話通訳者派遣			2回	7回	1回	1回	20回
	補助対象事業者			1法人	1法人	1法人	1法人	1法人

20年度の都補助は、旧西日暮里ひろば館4階部分にかかる補助である

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			就労訓練用消耗品	590		
	役務費					インターネット使用料	132
	委託料	手話通訳派遣	4	手話通訳派遣	8	手話通訳派遣	115
				就労促進事業委託	6,076	訓練等委託	6,620
				施設開設式設営等	213	就労促進事業委託	5,196
	備品購入費			就労訓練用備品	1,917		
	負担金補助及び交付金	雇用支援補助	2,250	雇用支援補助	1,200	雇用支援補助	1,500
				負担金			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
	訓練受講者数		7名	11名	13名	15名	23年度は見込み
	補助金算定対象障がい数	21人	22人	12人	12人	12人	22年度から補助対象が2団体から1団体になった。
	特例子会社数	1社	1社	1社	1社	1社	

（問題点・課題）	・ 訓練終了後の障がい者の就労の場を確保していく必要がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
就労訓練の受講者数を増加させる	障がい者が就労に必要なスキルを身につけることができる
障害者就労支援センターと連携し、就労訓練修了者の一般就労を推進する	障がい者が就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できる
特例子会社への支援を継続し、協力関係を築く	障がい者の就労先を確保し、一般就労を促進する

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	明山 ゆう子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助（01-18-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区障害者小規模通所授産施設等就労促進支援事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	区内の小規模通所授産施設や心身障がい者（児）通所訓練施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため専門指導員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助し、施設から一般就労への移行の円滑化を図る。				
対象者等	区内の小規模通所授産施設、心身障害者（児）通所訓練施設及び共同作業所（計9箇所）				
内容	<p>【事業内容】 区内の小規模通所授産施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため、専門相談員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <p>【補助】 ・補助率 1 / 2 ・補助上限 1施設あたり1,000,000円 / 年</p> <p>【補助内容】 専門指導員の配置 ... 一般就労に向けた専門指導員配置に係る人件費 施設整備 ... 訓練・作業のために要する施設整備や備品整備の費用</p> <p>【補助期間】 毎年就労状況を確認し、補助対象を選定する。 区内の小規模通所授産施設等が障害者自立支援法上の新体系に移行した際には、事業を終了する。</p>				
経過	平成18年7月 事業開始 平成23年3月 事業終了予定				
必要性	対象施設が障害者自立支援法上の施設に移行したため、事業終了。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 補助対象の審査・決定				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額		6,080	6,080	2,000	1,000	1,000	0
	決算額（23年度は見込み）		468	0	907	850	801	0
	人件費等		854	427	424	122	140	
	減価償却費						145	
	【事務分担当】（%）		10	5	5	5	5	
	合計（ + + ）	0	1,322	427	1,331	972	1,086	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）		234		500	500	500		
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,088	427	831	472	586	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	補助施設		1	0	1	1	1	0

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金	就労促進補助	850	就労促進補助	801	就労促進補助
	補助及び交付金						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
	補助施設数	1	1	1	0	-	補助施設実績
	就労移行人数	1	1	0	0	-	福祉的就労から一般就労した利用者数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	対象施設の新体系移行のため事業終了

（議会要質問状）	18年二定 「障がい者就労の支援策等の方向性・内容について」
----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者就労支援施設	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	旧真土小学校内にある障がい者の福祉作業所の移転先を確保するため、旧町屋三丁目ひろば館跡地に（仮称）障がい者就労支援施設を整備することで、障害者自立支援法の施設への移行を促進するとともに、福祉作業所の安定的な運営と施設内容の充実を図る。				
対象者等	【移転した福祉作業所】 まごころ作業所（視覚障がい）、第三あさがお・第四あさがお（知的障がい）				
内容	【施設名称】 町屋三丁目障がい者就労支援施設（スタートまちや） 【所在地等】 荒川区町屋三丁目28番2号 敷地面積 552.23㎡ 【施設の構造等】 鉄骨造地上3階建て 延床面積 874.95㎡ 【施設の内容等】 1階 まごころ作業所 パソコン室に活用して、事務補助訓練を実施する。 2・3階 町屋あさがお 平成23年4月に旧第三・第四あさがおが障害者自立支援法上の新体系施設に移行し、「町屋あさがお」となった。 施設の管理、受付業務を、荒川区心身障害者事業団に委託				
経過	平成21年10月～12月	旧ひろば館解体工事			
	平成22年1月～6月	設計、計画通知等			
	平成22年7月～12月	建設工事			
	平成23年1月	施設開設			
必要性	平成23年1月の施設開設に伴い、施設建設事業終了。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額					0	14,900	145,888	
決算額（23年度は見込み）					0	14,900	145,321	
人件費等					1,271	3,379	2,320	
減価償却費							872	
【事務分担量】（%）					15	45	30	
合計（+ +）		0	0	0	1,271	18,279	148,513	0
国（特定財源）								
都（特定財源）							48,856	
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	1,271	18,279	99,657	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			光熱水費	198		
				初度調弁	223		
	工事請負費	解体工事	14,900	建設工事	144,900		
	備品購入費			初度調弁	0		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	旧真土小利用施設	5	4	1	1	0	-
	-	-	-	-	-	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>地域住民の施設運営に対する理解を得ることが必要である。</p> <p>施設を活用して、障がい者の一般就労を支援する事業を行う。</p> <p>まごころ作業所の今後のあり方と区の支援について検討が必要である。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	町会や近隣住民、学校関係者等への説明を丁寧に行い、理解と協力を求めていく	障がい者に対する理解が進み、地域で障がい者を支える社会が実現する
	施設を活用して、事務補助の就労訓練を実施する	障がい者の一般就労を支援、推進することができる
	まごころ作業所の利用対象者と事業の拡大について、施設と協議しながら、支援内容を検討していく	視覚以外の身体障がい者が利用できる福祉作業所を作ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	休止・完了	施設建設事業の終了

況議（要質問） 会（質問） 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	作業所等経営ネットワーク支援事業（01-18-05）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。				
対象者等	区内福祉作業所（10カ所） 内訳：知的4カ所・精神5カ所・身体1カ所				
内容	<p>【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布 ・ホームページ作成・運営 				
経過	平成21年度 事業開始 平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始				
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額					0	5,609	5,193	8,619
決算額（23年度は見込み）					0	5,070	5,113	8,619
人件費等					424	6,071	7,745	
減価償却費							6,827	
【事務分担量】（%）					5	225	235	
合計（ + + ）		0	0	0	424	11,141	19,685	8,619
国（特定財源）								
都（特定財源）						5,070	5,113	8,589
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	424	6,071	14,572	30
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	区内作業所の平均月額工賃	-	-	-	9,750	9,905	10,036	12,600

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤2名	4,404	非常勤2名	4,405	非常勤2名	4,404
	共済費		544		578		583
	旅費	発注企業開拓	123	発注企業開拓	119	発注企業開拓	132
	需用費	消耗品等	0	消耗品等	11		
	役務費	PC関係ソフト	0				
	委託料	PC設定	0			作業所コンサルト委託	3,500
	備品購入費	PC一式	0				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	区内作業所の平均月額工賃	9,750	9,905	10,036	12,600	19,000	23年度は見込み
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・分析）	<p>不況等の影響で、各作業所が受注する作業は減少傾向にある。また、作業所は受注活動を行うノウハウと人手が不足している現状にある。</p> <p>各作業所が、消費者ニーズにあった自主製品を独自に開発、生産することが難しい。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 6 区 未実施 16 区）</p> <p>実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、福祉作業所の仕事を獲得し、各作業所に配分する。	作業所の経営効率を向上させることで、利用者が受取る工賃が増える。
	福祉作業所の運営等に精通した経営コンサルタントを導入し、作業所の経営の改善及び売れる商品開発を行う。	福祉作業所の利用者の受取る工賃の引上げ、利用者の就労意欲の向上につながる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。

況議 （要質 旨問 状）	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	寺澤 望	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費（01-19-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制のネットワークの構築と個別支援をする場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。				
対象者等	すべての区民				
内容	<p>【基本的な考え】 障がい者等、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。</p> <p>【協議会協議事項】 相談機関のあり方、連絡調整 障がい者計画の進捗状況及び評価 事業者、団体、関係機関のネットワーク化 困難事例への対応のあり方の協議、調整 障がい者サービスの基盤整備の検討 就労支援の促進</p> <p>【協議会メンバー】 障がい者団体代表 相談機関職員 就労支援機関 民生委員・児童委員 社会福祉協議会（権利擁護担当者） 特別支援学校教諭 障がいサービス事業者 障がい当事者 医療期間関係者 官公庁</p> <p>【会議】 会議は全大会と支援会議に分け、全体会は年2回程度、支援会議は必要に応じ開催する。（個別の地域生活を支援するための会議とする。）</p>				
経過	平成20年度 障害福祉計画策定委員会で、自立支援協議会について提案する。 平成22年度 地域自立支援協議会設置（検討） 平成23年度 地域自立支援協議会設置（8月予定）				
必要性	障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額				403	403	287	467
	決算額（23年度は見込み）				0	0	0	467
	人件費等				424	1,629	872	
	減価償却費						291	
	【事務分担量】（%）				5	20	10	
	合計（+ +）	0	0	0	424	1,629	1,163	467
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	424	1,629	1,163	467
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員謝礼	0	委員謝礼	0	委員謝礼	384
	需用費	食料費	0	食料費	0	食料費	5
	委託料	介助者委託	0	介助者委託	0	介助者委託	78

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>自立支援協議会の必要性・役割について、関係各機関の理解を得ながら連携して行っていく。基幹となる相談事業者が区内にはないため、障害者福祉課が当面事務局を担当し、会を運営していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>未実施：渋谷区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
支援会議と全体会をとおして、サービス提供体制及び相談体制のあり方等を検討する	支援会議の開催を通じ、協議会の役割を理解し、その機能を定着させる
区内基幹的相談事業者についての検討を行う	協議会は、本来相談事業者のバックアップ的役割を持つものであり、相談事業者の指定が必要となる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者プラン策定事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	小林 圭	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障がい者計画策定事業費（01-19-02）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	障害者基本法第7条の2第3号	
終期設定	有	無	年度		「市町村の障害者計画策定に関する指針について」 障害者自立支援法第88条	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	平成23年度に障害者基本法上の障がい者プラン及び障害者自立支援法上の障害福祉計画を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。					
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成23年3月31日現在対象者全数 9,352人 (身体障がい者7261人 知的障がい者952人 精神障がい者1,139人)					
内容	平成19年3月に、荒川区障がい者プランに包括されて策定された第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）について、国の指針に基づき第1期障害福祉計画で定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、平成21年3月に第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定した。平成23年度に障がい者プラン策定委員会を設置し、第3期障がい者プランを策定し、また、障害福祉計画を改定する。					
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定する 平成12年4月1日 障がい者プラン実施 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定する 平成19年4月 障がい者プラン実施 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画を策定 平成23年2月 障がい者プランのための実態調査実施					
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。					
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	614	1,377	0	1,213	0	4,116
	決算額（23年度は見込み）	0	722	0	743	0	2,715	1,018
	人件費等	862	5,551	0	3,388	407	2,756	
	減価償却費						1,017	
	【事務分担量】（％）	10	65	0	40	5	35	
	合計（ + + ）	862	6,273	0	4,131	407	6,488	1,018
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	862	6,273	0	4,131	407	6,488	1,018
	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	障害者実態調査対象者数				1,671		9,300	
	（20年度は障がい者意向調査対象者数）							

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					策定委員等報酬	821
	旅費					策定委員旅費	7
	食料費					策定委員会賄い	12
	委託料			調査委託	2,715	策定委員身体介護等	156
	使用料					策定委員会会場使用料	22

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	障害者自立支援法に係る国等の動向を注視する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	23年度に第3期障がい者プランの策定を行う

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	重度知的障がい者グループホーム運営 支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	重度知的障害者グループホーム費 （01-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	荒川区法人立重度知的障害者グループホーム「東日暮里ハイツ」運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度知的障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度知的障がい者グループホームである東日暮里ハイツの設置、運営を支援する。				
対象者等	荒川区の重度の知的障がい者が共同生活を営む場である「東日暮里ハイツ」を運営する社会福祉法人				
内容	<p>【重度グループホーム】（東日暮里ハイツ 東日暮里3-23-3） 社会福祉法人東京都知的障害者育成会が重度知的障がい者の生活の場として、東日暮里ハイツを荒川区内に開設した。荒川区は開設経費及び運営費の一部の補助を行う。運営費補助は、世話人の通年確保及び同性での身体介護を実現するため、非常勤1名を追加配置する。 平成18年10月から、東日暮里ハイツは、障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）の複合施設に移行</p> <p>補助基準 開設経費：施設整備費（都補助率7/8）及び開設準備費（都補助率3/4）の設置者負担分 運営費：2,023,000円（168,600円×12ヶ月分、千円未満切捨）</p> <p>利用者負担 家賃・食費・共益（光熱水）費等についての実費及び自立支援法に基づく利用者負担 定員 6名（現状：自立支援法の障害程度区分2以上5人、区分2未満1名）</p> <p>職員数 常勤：サービス管理責任者1名、生活支援員1名、指導員1名 非常勤：世話人2名</p>				
経過	<p>平成14年1月 法人・区 物件の検索及び検証 平成14年10月 区 入所者の募集 入所者の決定 平成14年12月 法人 開設 平成15年3月 補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円） 平成18年10月 障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行 平成22年4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）</p>				
必要性	重度知的障がい者の地域での自立生活を支援するために、東日暮里ハイツの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 設置者である（福）東京都知的障害者育成会に非常勤人件費1名相当額を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		2,024	2,024	2,024	2,056	2,023	2,023	2,023
決算額（23年度は見込み）		2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023
人件費等		862	427	256	424	407	436	
減価償却費							145	
【事務分担量】（%）		10	5	3	5	5	5	
合計（+ +）		2,885	2,450	2,279	2,447	2,430	2,604	2,023
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,885	2,450	2,279	2,447	2,430	2,604	2,023
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	重度障害者利用者数	4	4					
	中軽度障害者利用者数	2	2					
	共同生活介護利用者数		5	5	5	5	5	5
	共同生活援助利用者数		1	1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	72	-	各月利用者数 × 12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	オーナーと事業者間の契約満了に伴い、今後の運営方針について調整する必要がある。
他区の状況	（実施 6 区 未実施 16 区） 葛飾区、江東区、千代田区、墨田区、目黒区、渋谷区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
オーナーや事業者の運営方針について確認する	今後の運営方針を確認することによって、区の補助を適切に行うことができる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（議会要旨）	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
--------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営 支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（23年度）	重度身体障害者グループホーム費 （01-20-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	以下の全ての要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者、 18歳以上の者、 入浴、炊事、食事等に全介助 又は一部介助を要する者、 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5-15-15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,638千円運営費補助 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月=1,440,000円（年額）				
経過	平成17年12月	施設予定地を決定			
	平成18年1月	東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請			
	平成18年4月	許可内示決定			
	平成18年6月	建設着工 平成18年12月 竣工			
	平成19年1月	事業開始			
必要性	重度身体障がい者の地域での自立生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	13,281	7,332	16,104	16,078	16,078	16,078
	決算額（23年度は見込み）	0	3,995	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
	人件費等	862	427	854	424	407	436	
	減価償却費						145	
	【事務分担当】（%）	10	5	10	5	5	5	
	合計（+ +）	862	4,422	16,932	16,502	16,485	16,659	16,078
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）		1,829					
	その他（特定財源）							
	一般財源	862	2,593	16,932	16,502	16,485	16,659	16,078
	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	入居者数		5	5	5	5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数		5	5	5	5	5	5

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	事業運営費		14,638	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638
	居室維持管理費		1,440	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	入居者延べ数	60	60	60	60	-	各月の入居者数 × 実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 9 区 未実施 13 区）</p> <p>新宿区：計2カ所 10人（社福法人立） 10人（社福法人立）</p> <p>台東区：計2カ所 7人（社福法人立） 4人（NPO法人立）</p> <p>目黒区：1カ所 7人（社福法人立） 世田谷区：1カ所 5人（NPO法人立）</p> <p>杉並区：1カ所 4人（NPO法人立） 北区：1カ所 4人（NPO法人立）</p> <p>板橋区：1カ所 6人（NPO法人立） 足立区：1所 5人（区立民営）</p> <p>江戸川区：1カ所 5人（NPO法人立）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉のまちづくり・鉄道駅エレベーター等整備支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	鉄道駅エレベーター等整備支援事業費（01-21-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	8年度	根拠	高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都福祉のまちづくり条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	1 建築物のバリアフリー化：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改築の際、助言指導を行い、整備基準に適合させる。 2 移動、交通のバリアフリー化：バリアフリー新法に基づき、鉄道業者が行う鉄道駅のエレベーター設置等垂直移動手段確保の事業に補助を行う。				
対象者等	1 推進事務：一般都市施設を所有し又は管理する者（施設所有者等） 2 駅エレベーター整備補助：国土交通省が実施する交通施設バリアフリー化設備整備費補助要綱等に基づき、エレベーター等を設置する鉄道事業者				
内容	1 推進事務：施設所有者等の届出を受け付け助言指導し、整備基準に適合している場合、適合証交付。 (1) 特定施設の新設・改修の届出を受け付け、指導・助言する。 (2) 整備基準適合証の交付申請に応じ、適合証を交付する。 2 駅エレベーター整備補助：鉄道駅にエレベーターや誰でもトイレを設置する鉄道事業者に対し、国土交通省とともに工事費の補助を行う。 費用負担割合：鉄道事業者1/3以上、国1/3（ただし乗降客10万人以上の駅は対象外。）区市町村1/3（ただし都が1/2補助するため実質1/6） 参考 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）平成18年6月成立・施行、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、旅客施設等と建築物のシームレスな整備を行う。				
経過	H7年3月 東京都福祉のまちづくり条例制定 H8年9月 整備基準制定（条例全面施行） H13年2月 京成町屋駅にエスカレーター設置補助 H14年度から3ヵ年 東京都福祉のまちづくり地域支援事業を実施（歩道整備など行う。H17.3終了） H16年2月 京成新三河島駅にエレベーター設置補助 H18年6月 JR東日本・西日暮里駅エレベーターの設置補助 H20年6月 京成町屋駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助 H21年2月 京成町屋駅エレベーター等共用開始 H23年3月 JR東日本・三河島駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助				
必要性	平成23年度JR三河島駅の整備完了に伴い、事業終了。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 推進事務：都市整備部建築課で実施、都特例交付金の受入事務のみ障害者福祉課 2 駅エレベーター整備補助：障害者福祉課にて事業者への補助及び都補助金の受入事務を行う				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	0	55,000	0	26,120	0	74,000	0	
決算額（23年度は見込み）	0	55,000	0	25,920	0	60,406	0	
人件費等	431	854	342	424	407	1,308		
減価償却費						436		
【事務分担量】（%）	5	10	4	5	5	15		
合計（+ +）	431	55,854	342	26,344	407	62,150	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	89	27,675	94	13,152	64	30,396	94	
その他（特定財源）								
一般財源	342	28,179	248	13,192	343	31,754	-94	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
整備基準適合証交付件数	2	5	2	8	2	4	2	
特定施設届出・指導助言件数	9	13	10	3	4	21	10	
エレベーター等整備実績（台数）	0	2	0	1	0	1	0	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			エレベーター整備補助	60,406		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	区内地上鉄道駅数	25駅	25駅	25駅	25駅	25駅	
	国土交通省のらくらくお出かけ度ランクがの鉄道駅	24駅	24駅	25駅	25駅	25駅	とは改札内外に段差がない場合
	区内鉄道駅の整備状況	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%	100.0%	/ の比率

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） ・独自まちづくり条例制定 2区（実施 世田谷、練馬） ・独自まちづくり整備要綱策定 19区（未実施 中央、足立、江戸川）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	休止・完了	J R 三河島駅の整備完了に伴い事業終了

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	榎本 誠一	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	相談事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	年度	根拠	身体障害者福祉法31条2	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへ啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	<p>【相談】</p> <p>一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助する。</p> <p>健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。</p> <p>心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。</p> <p>障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】</p> <p>高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H23.6時点で3サークル）</p> <p>【地域啓発事業】</p> <p>施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p>				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1. 相談は福祉職と看護師で対応する。</p> <p>2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	9,200	9,331	2,359	4,948	5,519	5,553	5,553	
決算額（23年度は見込み）	8,441	9,233	2,301	4,824	5,357	5,425	5,553	
人件費等	11,636	11,102	11,102	11,102	29,028	39,837		
減価償却費						25,419		
【事務分担当】（%）	135	130	130	130	791	875		
合計（+ +）	20,077	20,335	13,403	15,926	34,385	70,681	5,553	
国（特定財源）			4,525	3,212	506	429		
都（特定財源）			2,262	1,612	253	215		
その他（特定財源）								
一般財源	20,077	20,335	6,616	11,102	33,626	70,037	5,553	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	一般相談及び医学相談	246	236	203	220	229	302	330
	各サークル活動実施状況	120	65	65	55	66	38	48
	心理相談	117	111	113	167	197	303	310

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269
	賃金	社会保険料	286	社会保険料	305	社会保険料	311
	一般賃金	臨時職員看護師	589	臨時職員看護師	632	臨時職員看護師	720
	旅費			非常勤職員（旅費）	0	非常勤職員（旅費）	6
	需用費	消耗品	212	消耗品等	217	消耗品等	242
		食料費	1	食料費	2	食料費	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	一般相談及び医学相談	220	229	302	330	350	心理職の増員による受け入れ枠の増加。
	心理相談	167	197	303	310	330	心理職の増員による受け入れ枠の増加。
	各サークル活動回数	56	66	38	48	60	サークルの一つが、活動休止中。

（問題点・課題）	問題点・課題	・生活全般にわたる「不安の解消」を図る支援を目指すため、利用者個々の状況にあった関係機関との連携を深める必要がある。
他区の実況	実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	外出の機会を増やすこと、仲間を増やすこと等により、地域生活の充実を図り、再発等による機能低下を予防する。
	利用者にそった関係機関との連絡会を企画していく。	利用者の状況にそったより具体的な支援をすることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障害者自立支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る

況議	（要旨）	質問状
----	------	-----

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	石垣 恵子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	機能訓練事業費（01-02-20）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	障害者自立支援法第77条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター 型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。 				
内容	<p>【地域活動支援センター 型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員5人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後 <p>【健康増進法に基づく事業】 リハビリ講習会（定員各コース20人）1コース10回 年間3コース実施</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。</p> <p>平成12年 4月 介護保険法制度の実施に伴い、機能訓練利用については介護保険サービスを優先とした。</p> <p>平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 1月 若年中途障がい者対象にグループワークを開始。</p> <p>平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担を3%に軽減）</p> <p>平成18年10月 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする）</p> <p>平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。（補助方式が間接補助に変更）</p> <p>平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p>				
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>機能訓練については、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視覚訓練指導員が対応。 グループワークについては、社会福祉士・理学療法士・視覚訓練士が対応。 高次脳機能障がい者グループは作業療法士・理学療法士・社会福祉士が対応。 リハビリ講習会は作業療法士が対応。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,262	3,266	3,284	6,336	6,357	6,310	14,137	
決算額（23年度は見込み）	3,096	3,078	3,109	5,600	6,082	3,145	14,137	
人件費等	8,188	7,686	7,076	7,076	10,100	16,621		
減価償却費						7,117		
【事務分担量】（%）	95	90	90	90	180	245		
合計（+ +）	11,284	10,764	10,185	12,676	16,182	26,883	14,137	
国（特定財源）	193	193	4,356	2,826	1,008			
都（特定財源）	195	195	2,277	2,775	2,536	2,536	4,576	
その他（特定財源）	333	161		250				
一般財源	10,563	10,215	3,552	6,825	12,638	24,347	9,561	
実績の推移								
事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
利用延べ人数	1,052	1,156	1,462	1,919	1,726	2,130	2,750	
在籍人数	57	73	95	108	94	90	115	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬費	非常勤職員報酬等	2,889	非常勤報酬等	0	非常勤報酬等
報償費	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	620	
旅費	旅費	5	旅費	0	旅費	9	
需用費	消耗品費等	173	消耗品費等	205	消耗品費等	412	
備品購入					オージオメータ	1,196	
扶助費	送迎用タクシー雇上	2,475	送迎用タクシー雇上	2,400	送迎用タクシー雇上	3,705	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	在籍人数	108	94	90	115	120	
	高次脳機能障がい者在籍数	3	3	8	11	15	

(問題点・課題)	高次脳機能障がい者への支援については、支援が始まってまだ間もないためプログラム等が確立されていない。実践を踏まえながら、各地の取り組みを参考にして、より個々のニーズにあった支援をしていく。
(実施状況)	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高次脳機能障がい者や、中途障がい者への就労支援の充実を図る	社会参加の促進や経済的な安定を促進し、心身共に生活の充実を図れる
家族支援の充実を図る	新たな相談の家族支援の力となる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高次脳機能障がい者に特化したプログラム等の充実を図る

(状況)	21年決特 高次脳機能障がい者に対する支援について 21年四定 高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	児童デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	多田 理子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	児童デイサービス事業費（01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者自立支援法第5条第7項	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	運動発達や精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう支援する。また、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することによって、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。				
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童デイサービス（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童デイサービス：0才～就学前				
内容	児童デイサービス 定員 午前：15名 午後：15名 母子療育：発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 母子分離療育：発達に問題を抱えた3～5才児に対して発達段階に応じた小集団での支援を行う。 保育園児等の療育：保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 訓練療育：身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 セラピープログラム：情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 学齢児セラピープログラム：学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 家族支援：家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。				
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在校児への機能訓練事業を実施。				
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 通所により、福祉・臨床発達心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別支援教育機関との連携により、支援している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	2,090	2,086	2,086	2,194	2,184	2,645	8,321	
決算額（23年度は見込み）	1,501	1,375	1,365	1,470	1,417	1,886	8,321	
人件費等	70,245	64,904	74,297	81,666	81,523	73,632		
減価償却費						26,406		
【事務分担当】（%）	915	860	920	1,014	964	909		
合計（+ +）	71,746	66,279	75,662	83,136	82,940	101,924	8,321	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	13,540	14,720	15,257	15,990	16,752	16,470	18,500	
一般財源	58,206	51,559	60,405	67,146	66,188	85,454	-10,179	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
年間延べ利用者数	3,634	3,574	3,122	3,451	3,839	4,168	4,300	
在籍人数	116	119	105	108	114	127	135	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬等					非常勤職員報酬	5,082
	一般賃金	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	605
	報償費	講師謝礼	918	講師謝礼	1,224	講師謝礼	1,520
	需用費	賄費等	335	賄費等	401	賄費等	479
	役務費	ピアノ調律	0	ピアノ調律	25	ピアノ調律等	84
	委託料			寄生虫検査	15	寄生虫検査	24
	使用料	プール使用料等	164	プール使用料等	153	プール使用料等	185
	備品購入費			パンフレットスタンド	68	起立保持具等	342

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	年間延べ利用者数	3,451	3,839	4,146	4,300	4,500	
	児童相談（学齢児）	93(0)	85(0)	109(14)	120(30)	150(50)	
	特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数	-	-	-	520	832	

（問題点・課題 指標分析）	<p>利用児の低年齢化、障がいの多様化、保育園・幼稚園併用児の増加が顕著である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に応じた、より個別的・専門的な支援が必要になっている。 ・保育園や幼稚園との連携がより必要となっている。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 民営7ヶ所、法外3ヶ所

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>発達障がい児支援の動向に留意しながら、より専門性の高い療育を構築する。24年度は、高機能自閉症やADHDに特化した小グループでの支援を更に充実する。</p>	<p>障がいの特性に応じた療育により、より障がいの改善が期待できる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	児童相談や学齢児機能訓練の充実を図る

（状況 要質 質問 ）	<p>21年決特 児童デイサービスの拡大</p> <p>21年四定 障がい者に対する一貫した継続的支援システムの構築（特別支援教育との連携）について</p> <p>22年予特 とぎれのない障がい者支援体制の確立について</p>
----------------------	---

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	石垣 恵子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	障害者地域自立生活支援センター事業費（01-02-04）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	区内で生活支援を必要とする身体及び知的障がい者。				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 社会資源を活用するための支援 社会生活力を高めるための支援：社会生活力を高めるため自立生活支援セミナーを実施する。 ピアカウンセリング：障がい者自信がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年2月 ピアカウンセリング事業実施。 平成13年度4月実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備。</p>				
必要性	障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活した生活をするを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>当該事業は、現在実施している心身障害者福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用時間を配慮し、専従の常勤職員1人と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場面は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,610	3,153	3,546	3,616	3,651	3,674	3,674	
決算額（23年度は見込み）	3,070	2,622	2,846	3,334	1,651	3,252	3,674	
人件費等	2,155	1,708	1,708	1,694	5,189	4,116		
減価償却費						3,050		
【事務分担量】（%）	25	20	20	20	119	105		
合計（+ +）	5,225	4,330	4,554	5,028	6,840	10,418	3,674	
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,740	1,740	1,740	
その他（特定財源）								
一般財源	5,225	4,330	4,554	5,028	5,100	8,678	1,934	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
ピアカウンセリング	43	35	26	28	39	20	30	
自立支援セミナー開催回数	23	22	17	19	21	19	12	
セミナー参加人数	289	356	283	283	309	318	240	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	報酬共催	非常勤当事者相談員等	1,234	非常勤当事者相談員	2,893	非常勤当事者相談員	3,103
	報償費	セミナー講師謝礼	288	セミナー講師謝礼	223	セミナー講師謝礼	414
	旅費	旅費	2	旅費	2	旅費	7
	需用費	消耗品費等	73	消耗品費等	80	消耗品費	95
	役務費	インターネット使用	54	インターネット使用	54	インターネット使用	55

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	ピアカウンセリング	28件	39件	20件	25件	35件	
	自立支援セミナー開催回数	19回	21回	19回	15回	15回	23年度から、より障がいの特化した内容の講座に変更
	自立支援セミナー延べ参加者	283人	309人	318人	300人	300人	

（問題点・課題）	<p>様々な取り組みをしてきているが、ピアカウンセリングの利用が増えていかないため、PRを進めるとともにカウンセラーの力量についても検討していく。</p>
他区の実況	<p>（実施 16 区 未実施 6 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
今年度も更に、就労や生活の充実を図るための情報提供をしていく。	生活の目標を持つことで、生き生きとした時間を過ごせる。精神的な健康を促進することが出来る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況）	<p>議会議事録</p>
------	--------------